

令和7年第4回定例会

奈井江町議会定例会会議録

令和7年12月10日 開会

令和7年12月12日 閉会

奈井江町議会

令和7年第4回奈井江町議会定例会

令和7年12月10日（水曜日）

午前10時00分開会

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長諸般報告
 - ①会務報告
 - ②議会運営委員会報告
 - ③委員会所管事務調査報告
 - ④例月出納定例検査報告
 - ⑤定期監査報告
 - ⑥公の施設の指定管理者監査報告
- 第 4 行政報告（町長、教育長）
- 第 5 町政一般質問（通告順）
- 第 6 議案第 5号 奈井江町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 7 会議案第1号 奈井江町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 1号 令和7年度 奈井江町一般会計補正予算（第3号）
- 第 9 議案第 2号 令和7年度 奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第 3号 令和7年度 奈井江町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第 4号 令和7年度 奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）

○出席議員（9人）

1番	根 岸 一 志	2番	星 厚 早
3番	篠 田 茂 美	4番	遠 藤 共 子
5番	石 川 正 人	6番	大 矢 雅 史
7番	笹 木 利 津 子	8番	大 関 光 敏
9番	森 岡 新 二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（15名）

町 長	三 本 英 司
副 町 長	辻 脇 泰 弘
教 育 長	相 澤 公
総 務 課 参 事	杉 野 和 博
町 立 病 院 参 事	松 本 正 志
保 健 福 祉 課 参 事	鈴 木 久 枝
産 業 観 光 課 参 事	石 塚 俊 也
建 設 環 境 課 長	加 藤 一 之
建 設 環 境 課 技 術 長	鈴 木 宏 明
町 民 生 活 課 長 兼 会 計 管 理 者	田 中 恵
企 画 財 政 課 長	井 上 健 二
教 育 委 員 会 事 務 局 長	遠 藤 友 幸
保 健 福 祉 課 課 長 補 佐	辻 脇 真 理 子
代 表 監 査 委 員	山 口 俊 哉
農 業 委 員 会 会 長	笹 木 憲 一

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長	戸 田 孝
議 会 庶 務 係 主 査	釣 本 真 由 美

開会

●議長

改めまして、皆さん、おはようございます。第4回定例会初日でありますけれども、本会議出席大変、ご苦労さまです。

ただいま、出席議員9名で定足数に達しておりますので、令和7年第4回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、4番遠藤議員、5番石川議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から12日までの3日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。会期は本日より12日までの3日間と決定をいたしました。

日程第3 議長諸般報告

(10時01分)

1. 会務報告

●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。

会務報告は書面のとおりでありますので、ご了承を願います。

2. 議会運営委員会報告

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。
議会運営委員長、3番篠田議員。

(議会運営委員長 登壇)

●3番

議会運営委員会の報告をいたします。

委員会開催日、令和7年12月4日、調査事項、第4回定例会に関する議会運営について、調査内容、①会期について、②議案審議・審議順序について、③町政一般質問について、④請願、意見案、陳情等の取扱いについて、⑤会議案・調査について、⑥その他について。

以上でございます。

●議長

ご苦労さまでした。

3. 委員会所管事務調査報告 (まちづくり常任委員会)

(10時02分)

●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。
まちづくり常任委員長、5番石川議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

●5番

まちづくり常任委員会の所管事務調査の報告をいたします。

今定例会までに、所管事務調査は2回行われております。開催順に従って報告いたします。

委員会開催日、11月14日、調査事項、調査第1号町立国保病院の管理運営について、担当課の出席を求め、提出された資料の説明を受け質疑を行い検討しました。説明員、調査内容については記載のとおりであります。

意見・要望、あり方検討委員会の答申や経営強化のプランを基本に、院内で検討を重

ねながら職員全体で経営改善を実践していることと、本年度上半期の管理運営状況について報告がされた。

今後において、人口減少や少子高齢化の進展、医療従事者の不足など、病院経営はさらに大変厳しい状況に置かれると考える。引き続き、地域において質が高く効率的な医療体制を確保し、自治体病院として町民の期待と信頼に応えるよう努めていただきたい。

委員会開催日、11月21日、調査事項、調査第2号公営住宅の管理運営について、現地調査を含んでおります。担当課の出席を求め、提出された資料の説明を受け質疑を行った後、現地調査を実施し検討しました。説明員、調査内容については記載のとおりであります。

意見・要望、公営住宅等長寿命化計画では、令和16年までの計画期間において、屋根・外壁改修などの維持管理と共に、40戸の建替え、146戸の用途廃止や除却が計画され、目標管理戸数については約100戸減の380戸とすることが報告された。

公営住宅、特定公共賃貸住宅などは、安全に住み続けられることが求められるので、今後とも本町の良好な住環境の形成のため、適正な維持管理による公営住宅等長寿命化計画の推進に努めていただきたい。

また、公営住宅の建設にあたっては、今後のまちづくり計画にも大きく影響するものであり、高齢者に配慮した建設地や子育て世代、障害者にも十分配慮されるよう望むものであります。

以上、報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

(広報常任委員会)

(10時05分)

●議長

広報常任委員長、4番遠藤議員。

(広報常任委員長 登壇)

●4番

それでは、広報常任委員会よりご報告いたします。

委員会開催日、9月12日、10月8日、10月21日、10月31日と計4回の委員会を開催し、議会だより41号の編集と校正を行い、11月15日には議会だより第41号を発行いたしました。

以上、報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

4. 例月出納定例検査報告

(10時06分)

5. 定期監査報告

6. 公の施設の指定管理者監査報告

●議長

次の、例月出納検査報告、定期監査報告、公の施設の指定管理者監査報告につきましては、監査委員より特に説明がないとの申出がございましたので、説明を省略し書面報告のとおりとさせていただきます。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

日程第4 行政報告(町長、教育長)

(10時07分)

●議長

日程第4、行政報告を行います。

町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。

令和7年第3回定例会以降の主な事項について、ご報告を申し上げます。

まず、総務課関係であります。11月25日、本年度の町政功労者顕彰式並びに表彰式を開催いたしました。顕彰の部では、長年にわたり公職に担われ、町の振興発展に大きくご尽力をいただきました湯谷眞介様、井戸博勝様、小島昭則様へ町政功労賞を贈呈いたしました。

また、表彰の部、社会福祉部門では、社会福祉協議会の理事長として長きにわたり地域福祉や在宅福祉サービスの充実に取り組まれ、地域共生社会の推進にも多大なご貢

献をいただいた二口敏次郎様へ表彰状を贈呈しております。併せて多額のご寄附を賜ったお2人の方へも感謝状をお送りしたところであります。改めて、皆様のこれまでのご功績に心より敬意と感謝を申し上げます。

次に、12月4日には交通事故死ゼロ連続2000日達成に係る交通安全大会を開催しております。日頃から多くの町民の皆様交通安全活動へご協力いただいた賜物であり、改めて感謝を申し上げます。今後も3000日、4000日を目標に事故の無い安心して暮らせるまちづくりを目指して、取り組んでまいります。

次に、企画財政課関係ですが、9月20日には初めて実行委員会主催による、ないえのゆめぴりかフェスが開催されました。今年は、会場を道の駅から公民館前広場と小学校グラウンドへ移し、4回目となるティラノサウルスレースをはじめ、JA共済などの協力をいただきながら、歌やトークを交えてたくさんの催物が行われ、大いに賑わいを見せたところであります。

当日は天候にも恵まれ、町内外から大勢の皆様にお越しいただき、町内飲食店やキッチンカーの料理とともに、奈井江産の新米を楽しんでいただきました。特にお米は今年も好評で、昨年より倍以上となる240キロ、お茶碗で約2,376杯分ということであり、このゆめぴりかを振る舞うことができました。

また、フェスでは町内の賑わい創出を目指し、事業者、農業者、町職員、地域おこし協力隊による官民連携チームが企画したクラフトビールを初めてお披露出し、500本の限定販売は短時間で完売したところであります。奈井江町にとって地域資源を生かした新たな特産品づくりは大きな挑戦であり、官民が力を合わせたことに大きな意義を感じております。今後このような取組が広がり、町の活力につながることを願っております。

続いて、10月の4日から10日、フィンランド、ハウスヤルビ町との交流についてですが、先般2年ぶりに4名の訪問団が来町されました。両町の友好都市締結から31年を迎え、政策だけではなく、文化、経済、教育など幅広い分野で交流が深まり、これまでに奈井江町から述べ130人、先方からも80名の方が互いの町を訪れております。

今回の交流では、今後、互いに4年1回の訪問を継続していくことに加えて、時代に合わせて必要に応じ、担当者レベルでオンライン交流を行っていくことを確認いたしました。これまでの絆を大切にしながら、次の世代へしっかりとつないでいきたいと考えております。

最後に、産業観光課関係ですが、今年の作況状況は、6月から8月にかけての高温により登熟機関が短くなって、ゆめぴりかの受入数量や低タンパク米の割合は昨年には及びませんでした。今年度から導入された新たな作況単収指数では、10月25日現在、北空知で96との発表がありました。高温によるシラタ、カメムシによる被害もあり、改めて天候に左右される農業の難しさを痛感したところであります。

一方で、肥料価格の高騰や消費減少など厳しい状況の中ではありますが、米価が過去最高になったことは生産者の皆様にとって大きな励みになったものと思われま

いたしましても、生産者の皆様が将来にわたり意欲をもって営農できる環境づくりに向けて、関係機関、団体と連携しながら、奈井江産米のブランド確立に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、一般行政報告といたします。

教育行政報告（教育長）

●議長

教育長。

（教育長 登壇）

●教育長

それでは、第3回定例会以降の主な教育行政について報告をさせていただきたいと思っておりますが、第7期まちづくり計画の政策の大綱にも掲げております、交流人口の増、そして移住施策の一環として、昨年度より著名なアーティストによるコンサートを開催をし、町外からも奈井江町に足を運んでもらう事業に取り組んでいるところであります。

9月5日になりますが、イルカさんのコンサートを、また次ページになりますが10月4日に半崎美子さんのコンサートを行い、道内のみならず道外からもご来場いただき、それぞれ満席となったところであります。

また、1ページお戻りいただきたいと思いますが、一番下のところです。また、半崎さんにはコンサートの前日、10月3日に奈井江小学校にお越しをいただき、音楽の教科書に搭載をされている半崎さんの曲「地球へ」の特別授業を行ったほか、翌日のコンサートでも特別授業に参加した子どもたちが合唱隊としてコンサートに出演するなど、移住定住にとどまらない、教育的な観点からもすばらしい2日間になったと評価をいただいているところであります。

次に、報告書に記載はありませんが、令和4年にスタートした奈井江町教育ビジョンについて申し上げます。

4年前に、各界各層、そして大人だけにとどまらず子どもたちにもご参加をいただいて、8年間にわたる町の教育に関わる取組理念や目標などを定めたビジョンを策定し、4年が経過しようとしております。迎えた今年度は前期の最終年であり、次年度から後期が始まるタイミングとなっているため、昨年度より4年前と同様のプロセスを経て、教育ビジョンの改定協議を行ってきたところであります。過日、その素案につきまして総合教育会議やパブリックコメント、まちづくり町民委員会での説明を行い、今後は議会の皆様への説明も予定をさせていただいているところであります。教育行政の推進にぜひ応援をしていただきたいと考えております。

以上、教育行政報告といたします。

●議長

以上で行政報告を終わります。

日程第5 町政一般質問

(10時15分)

●議長

日程第5、町政一般質問を行います。

質問は通告順といたします。なお、質問は再々質問を入れて30分以内でお願いをいたします。

(1. 2番 星議員の質問・答弁)

(10時16分)

●議長

2番、星議員。

(2番 登壇)

●2番

2番、星厚早です。

それでは、通告に従い、私からは大綱1点、パートナーシップ宣誓制度に関する町民への周知・理解促進について、質問をしたいと思います。

法律婚が難しい今、LGBT、性的マイノリティのカップルなどが、人生のパートナーとして人生を歩む上で励ましとなる制度なので、賛成の立場から質問をしたいと思います。

LGBT、性的マイノリティの方々は、日本国内の調査では約7.6%の割合で存在すると言われています。つまり、13人に1人はLGBTに相当することになり、当事者の皆さんの思いに立つと、パートナーシップ宣誓制度はとても重要なものになります。

現行制度では、法的拘束力はなく、法律上同棲カップルの婚姻は認められていませんが、同棲パートナーを異性パートナーと同様であることを自治体が法的に認めることで当事者の生活利便性を向上させ、自分らしく生きられるようになるための一歩となります。道内では札幌市の2017年6月の導入を皮切りに、近年多くの市町村で導入されており、近隣では岩見沢市、深川市、滝川市、沼田町が導入されています。今では、検討予定の自治体も含めると全国的にも多くの自治体がパートナーシップ宣誓制度に取り組んでいます。

1つ目の質問ですが、奈井江町でも令和7年7月にパートナーシップ宣誓制度が導入されました。それから約3か月経過しましたが、この導入を知って、宣誓の予約が町内外からの問い合わせがあったのかお伺いします。

2つ目の質問ですが、このパートナーシップ宣誓制度を幅広く町民の皆様方にどのように理解を深めていくのか、再度今までの活動実績も含めて、今後の活動方針をお伺いします。

3つ目の質問ですが、パートナーシップ宣誓制度はパブリックコメントを十分に行い、住民との理解と合意を得る形となっています。制度導入に伴い、利用できる行政サービスとして、既に町のウェブサイトや公開資料で示されており、公営住宅の入居の申し込みにおいてもパートナーを親族と同様に扱うなど、住まいや福祉の観点でも安心して生活できる環境づくりをされています。今後、必要に応じて、この行政サービスの拡大は可能であるのかお伺いしたいと思います。

以上です。

●議長

答弁を求めます。町長。

(町長 登壇)

●町長

星議員からの、パートナーシップ宣誓制度に関する町民への周知の理解促進等々についてのご質問であります。

このLGBT等に関する取り巻く状況については、今議員がご指摘といたしますか、ご説明いただいたとおりであります。今年度からスタートいたしました第7期まちづくり計画において、男女共同参画と人権擁護の推進として、性の多様性に関する住民理解の促進を新たに実施項目として盛り込みました。また奈井江町まちづくり自治基本条例においても町民一人一人の人権を尊重すること、自由な意思によりまちづくりに参加する権利を掲げています。この理念に基づいて、本年7月1日から本町においてパートナーシップ先制制度の導入を開始したところであります。

1点目の、制度導入以降の町内外からの問合せということですが、本日現在、町内外いずれの方からも制度に関する問合せはございません。

2つ目の広報活動についてですが、制度導入に当たっては議会、町民委員会、小中学校に対し説明を行ったほか、パブリックコメントを実施しております。その後、広報7月号において特集記事を組んで、制度内容についての周知、町民、事業者の皆様に対するご理解とご協力を依頼をさせていただいています。併せてパブリックコメントに対する回答、これは1件だけでしたが、宣誓手続の流れなど制度の詳細について町のホームページに掲載したところであります。

また9月に開催されたLGBTQなどのマイノリティを含む全ての方が暮らしやすい

社会にしていくためのイベント、さっぽろレインボープライドに対しメッセージを寄稿して、町内外に向けて発信もしております。今後も、町のホームページなどにおいて引き続き必要な情報を掲載してまいりたいと考えています。

3点目の多様な家族形態を認めて、町民が安心して生活できる環境づくりであります。この制度の導入によって、人権意識を高めて偏見の解消、性の多様性の認知について町民や事業者の皆様の理解が広がり、やがて単なる知識にとどまることなく、人権への配慮が日常の態度や行動に現れるような環境が期待できるものと考えています。

パートナーシップ申請をすることによって公営住宅等の入居申請ができるようになったり、行政サービスの利用が広がりますが、家庭や学校、地域社会、企業などあらゆる場を通じて、人権について正しい理解と認識を深めるよう啓発を推進していく必要があります。

一方で、性のあり方は多様であり個人の尊厳に関わる大切な問題でありますので、プライバシーに最大限配慮しながら進めていかなければならないと考えています。議員から今後、公営住宅の入居等々のそういう意味での事業の対象の拡大ということについてですが、これにつきましては、今現在可能なものについては取り組んでいるものと認識していますけれども、今後その拡大が広がるような事が事象としてあれば積極的に取り組んでいきたいと考えています。

今後は啓発用リーフレットの配付、子どもたちへの人権教育のテーマについても検討しながら、相談窓口に関する情報を周知してまいります。よろしくご協力をお願いいたします。

●議長

星議員。

●2番

町長から今、まだ町内外からの問合せが来ていないということなんですけれども、私の知人がLGBTの講演を結構、各自治体のほうで要請を受けてパートナーシップ宣誓制度に関する講演会をやっている方がおりますので、奈井江町でも一声かけてくれれば僕、奈井江町でそういう講演会を実施しても構わない、本当にありがたい話だということも言ってくれていますけれども、このようにまだそういう認知度が高めていく方法として、今言った講演会だとか学習会をどんどん積極的に行うことで、パートナーシップ宣誓制度に関するより深い理解度が高まるんじゃないかと思うんですが、その点はどうか。

●議長

町長。

●町長

先ほど3点目の多様な家族形態を含めて町民が安心して生活できる環境づくりということの中でも申し上げましたけれども、先に議員がご指摘のとおり、まだまだこの制度を奈井江町の制度、奈井江町民が利用しようというか、そういうことに勇気がある状況があるのかもしれませんが。町民、先ほど議員もおっしゃったとおり、13人に1人ですか、7.6%ということでもありますから、当然のことながらそのようなことで心を痛めていらっしゃる方が奈井江町にも当然いらっしゃるのだらうと、これは推測でしかありませんが思われるところであります。

ですから、その人たちが本当に自らの意識と関わりなく、周りの人たちがその人たちをちゃんと認めるという環境づくりのためにということでのご提言だと思いますし、これは実は私どもが小学校、中学校、高校、それぞれのところで健康づくりの関係も含めて性教育というようなことの中でもいろいろ、子どもたちにも伝えているところでもありますし、いろいろなツールを使ってそれを深めていきたいというふうに考えています。私どもの事業の中でご協力いただけることがあるとすれば、またぜひお力を借りたいと思っています。

以上です。

●議長
星議員。

●2番
先ほど述べましたように、パートナーシップ宣誓制度に関しては、本当は結婚したいというカップルにとっては、まだまだ遠い道のりになります。しかしながら、この制度を導入することによって、人生のパートナーとして一歩前進することになると思いますので、この制度をどんどん広めていってほしいと願うところでございます。

以上で、私の質問は終わりたいと思います。

●議長
以上で、星議員の一般質問を終わります。

(10時29分)

(2. 8番 大関議員の質問・答弁)

(10時29分)

●議長
引き続き一般質問を行います。
8番大関議員。

(8番 登壇)

●8番

私からは大綱2点の質問をいたします。

1点目は、鳥獣被害対策についてということで、主にヒグマ対策について伺います。

9月定例会で根岸議員も同様の質問をされたと思いますが、当町では目撃情報が多いので改めて質問をいたします。

今年は、北海道や東日本で熊の被害が多数出ております。報道では2025年は11月3日現在ですが、人身被害が196名、死者13名、駆除等数も960等を超えております。これは過去最大の数値であります。そこで国は様々な対策を講じております。緊急対策としては、警察によるライフル銃での駆除強化、自衛官や警察OBなどに協力を要請し駆除人材を確保、緊急銃猟制度の周知徹底などであります。

短期対策としては、狩猟免許を持つ自治体職員、ガバメントハンターといいますが、これの人件費や機材を支援、熊を引き付ける柿の木などの誘引物の管理強化、電気柵による防護の強化、春季の個体数削減などであります。

中期対策としては、個体数管理の強化や生活圏から熊を排除するためのガイドラインの改定、財政支援といたしまして自治体への交付金などを通じて必要な財政支援を行うということであります。箱穴や熊撃退スプレーなどの資材購入費の支援、捕獲した熊の処理費用も支援対象となる見込みであります。当町でも目撃回数は過去最大だと思えます。国の対策や情報が揃ったと思われまますので、4点について伺います。

1点目は、市街地に居座った時の対応です。テレビ等では隣の2階の屋根の上から銃を使った駆除映像を見ますが、当町ではどのような対策をとれるのか伺います。

2点目、短期対策にもあるように、誘引物の管理を強化すべきと思えますし、町民ができる対策もあると思えますが、その辺の周知はどうするのか伺います。

3点目、なかなか難しいとは思いますが、ガバメントハンターを配置する考えはあるのか伺います。

4点目、2025年補正予算で熊対策に34億円ということで決定のようではありますが、このことへの対応はどうするのか伺いたいと思えます。

ヒグマ対策について、4点伺います。

●議長

答弁を求めます。町長。

(町長 登壇)

●町長

大関議員から、有害鳥獣の被害対策ということで4点、特に熊ということで4点の質問ですが、道内を初め、全国各地において熊による人や農作物の被害が数多く発生しており、先ほど議員から196名の方が、そのうち13名の方が亡くなられたというような数字もお示しいただきましたけれども、改めて被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げたいというふうに思っています。また熊の市街地への出没も相次いで

いて、地域の安全安心を脅かす深刻な事態となっている中で、本年9月には鳥獣保護管理法が改正されて、人の日常生活圏に熊が出没した場合、市町村の責任において銃器を使用した捕獲ができるという緊急銃猟制度が創設されました。本年11月には熊対策を強化するための熊被害対策パッケージを国が策定し、関係省庁が緊密に連携し、実効性の高い対策を着実にかつ段階的に実行することとなったところであります。

やっとなったというふうに感じておりますけれども、1点目の市街地に居座った場合の対応について答弁をいたします。

ヒグマが出没した場合においては、町民の生命、身体を守ることが重要であることから、警察などと連携して地域住民の避難誘導や現場周辺への立入り規制を始め、様々な広報手段による情報発信を行うなど、町民の安全確保を最優先に適切な対応を講じてまいりたいと考えております。

また、居座っているヒグマに関しましては、箱穴による捕獲や追い払いを始め、駆除については警察官職務執行法、いわゆる警職法に基づく警察官による駆除命令や緊急銃猟の実施など想定されますが、どのような対応を選択するかについては現地の状況や実施に伴う周辺地域の安全確保に加えて、ヒグマの行動など様々な状況や影響を踏まえて警察と連携しながら慎重に判断してまいりたいと考えております。

2点目の町民ができる対策の周知ということです。北海道では、ヒグマによる人身被害を防止するために、人が野山に出かける機会が多くなり、またヒグマも餌を求めて活発に活動する季節である春と秋に、ヒグマ注意特別期間を設定しています。本町においてはこの特別期間と合わせて、ヒグマに会わないため、また出会った場合における行動の基本ルールなどのほか、住宅周辺や空き地の草刈り、清掃などの協力についても広報内容を通じて周知を行っているところであります。

またヒグマの目撃の痕跡、足跡でありますとか糞の痕跡でありますけれども、この情報について町のLINEやホームページで公開をしており、町民への注意を促しているところであります。現在、人とヒグマの軋轢がかつてないないほど高まっており、町民の皆様も不安を抱えているものと認識していますが、ヒグマによる被害を未然に防ぎ、そして市街地への出没を抑制するためには町民の皆様にもヒグマの生態に関する知識を知っていただくとともに、ごみや農作物の残渣の管理など、日常生活においてもヒグマを寄せ付けない取組が必要であることから、町といたしましてもヒグマに関する様々な情報発信を行うとともに、出没を抑制する取組への協力をお願いするなど、町民の皆様と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

3点目のガバメントハンターの配置への考え方ではありますが、国の熊被害対策パッケージにおいては、ヒグマの市街地への出没防止に向けて捕獲等を強化し、個体数の削減などの被害対策に取り組むガバメントハンター等の確保育成に対する支援を行うこととしております。

本町における配置につきましては、全国的に狩猟者が減少し、また本町において捕獲に関する技術や知識を習得させる環境が少ないなど、専門性の高い人材を確保することや捕獲に従事する職員を新たに育成することは、なかなか難しいものがあると考えてお

ります。捕獲体制の強化に向けた従事者の確保や育成については、各自治体がそれぞれ行うものではなくて、広域における業務を担う北海道が駆除や人材確保の専門部署を設け、振興局が管内自治体の駆除等を支援する体制を築くことが必要であると考えており、現時点では町としての専門職員の配置を行う予定はありませんが、今後における町の体制については引き続き様々な視点から検討を行ってまいりたいと考えています。

4点目の国の補正予算への対応についてであります。環境省により国の熊対策パッケージに基づく指定管理鳥獣対策交付金の令和7年度補正予算の内容について示されたところでもあります。本交付金は道を通じた間接補助金として令和8年度も活用可能となっており、補助率については国が3分の2、道が6分の1、町負担は6分の1ということであります。

町負担の8割が特別交付税措置の対象にもなるということでもあります。本町におきましては、令和8年度予算において緊急重量の実施に必要なヘルメットや盾などの資材購入費用に対して交付金を活用する予定で今、準備を進めさせていただいております。

今後につきましても、鳥獣対策に関する国による財政支援を積極的に活用し、町民の安全安心の確保に向けて取り組んでもらいたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

大関議員。

●8番

ただいまの答弁でおおむね理解をいたしました。再質問で2点目の部分について伺いたいと思いますが、先ほども答弁の中でいろいろな情報発信を町民に向けてしていくですとか、講演会を行いたい旨の発言がありました。私としては本当に町民が安心できるように熊の生態とかも多くの人知っていたらいいかなと本当に思います。講演会をやってほしいと思いますので、このことについて町長の見解を伺いたいと思います。

それから、先ほどはガバメントハンターについてはなかなか難しいということですが、このことについては今国では一時自治体当たり1,000万円までの人件費を全額補助ということもありますし、何とか自治体でお金を出すことなく、でも育てていくのはなかなかちょっと難しいと思うので、例えば地域おこし協力隊を雇うですとか、今から育てるのはやはり地方公務員で入った人たちが、狩猟免許を取るということとはなかなか昔では想定されなかったことだと思っておりますので、その辺はちょっと難しいかなと思っておりますけれども、いろいろな考えを持って対策してほしいと思います。

先ほども言ったとおり、2点目の町民向けの講演会の開催などは今後具体的にどのように考えていくのか伺いたいと思います。

●議長

町長。

●町長

2点、1点の意見も含めてということでお答えさせていただきますけれども、まず講演会、熊の生態等の周知ということですが、今現在具体的な計画は持っていませんけれども、いずれにいたしましてもどのような形で、少しでも町民の皆さんに熊の生態でありますとか、逆に私ども町民として取るべき行動だとかそういう認識を深めていただくということは、どんなことをしたって必要なことだと思っておりますので、講演会も含めていろんな手段方法を考えて、それを展開していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

ガバメントハンターについても今、議員がご指摘のとおり狩猟免許を取ってから本当に熊を打てる状況になるまでに、今までですと10年とか長い時間がかかるということでもあります。それが今回、いろいろな制度の見直しの中で警察官のOBでありますとか自衛隊のOBですとか、いろいろな人たちを短期に訓練させてとかというようなことが言われております。まだ具体的にきちっとした要請の手段も固まっていないというふうに思っておりますので、今現在それぞれの生活の中で協力隊というような手法を使ってでも地域に出向いてという人材がいるかどうかということも含めて探っていかなければならないことではあります。本当にこのことも含めてやれることは当然のことながらいろいろやらなければならないと思っております。

繰り返しになりますけれども、私は昨年、一昨年と奈井江町が熊のハンターの確保ということでマスコミ等に取り上げられたときにも、これはずっと主張してきたことですが、やはり数のコントロールということも含めてそうですが、ハンターの要請もこれはもう広域的に取り組むべきことであって、私はずっと警察官ということで申し上げておりますが、この特殊部隊的な話、山岳救助隊と同じような形での警察官による特別部隊の訓練を受けてる人たちを要請して、それをというようなことを申し上げております。それもやはり北海道という広域の中であるとしたら、振興局単位ぐらいの展開でないとあまりにも広すぎて、それは実行性伴わないということもずっと申し上げておりますが、残念ながらマスコミに取り上げられたことはございませんが、それを主張し続けてきたことが今やっと少しずつ、私が言ったからではありませんけれども認知されているようになったとしたら、私としては少しいいことだなと思っております。

こんなことをやはりお互いのいろいろな情報を共有し、知見をぶつけ合うことで皆様にも、町民の皆様にもそのことを分かっていたことに尽きると思っております。銃撃ができるということになったとしても、ライフルの射程距離だとかいろいろのことを考えたときに、隣の人に熊がいるからといって私の家からそれを駆除することが容認できるかということにはなかなかならないわけですから、いろいろな状況によった判断を的確にできる、そんな訓練を私も含めてしていかなければならないことだなというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

大関議員。

● 8 番

分かりました。

隣町の砂川市でも熊の出没件数が多いということで、北海道から熊注意報が1か月ほど出ましたし、対策としては、市と消防組合がタッグを組んでドローンを購入して捜したりするっていうこともやっているようですが、なかなかうまくいってないとも聞いています。

なので、なかなか対策が難しいのは重々分かっているんですけども、何とか町民の方が安心できるような対策を進めていただきたいと思います。

先日LINEで、目撃情報が午前2時ごろ高島で熊に本当に遭遇して、配達員の方が熊と触れるぐらいの近距離で遭ったっていうことがあったんですけども、そのときは——かといって何を対策すればいいかってというと、多分できないと思うんですけども、車に乗っているから何とかなるかもしれないけれども、そういうことは別として——多くの町民が安心して暮らしていけるように、町からは情報発信についても、いろんな面で町民が安心できるような対策を講じていただきたいと思いますので、引き続きよろしく願いをいたします。

1点目は以上で終わります。

2点目に入りますが、土地改良事業について伺います。このことについては質問というよりお願いになります。

2025年、農林業センサスの結果ですが、概数値であります、農家戸数は前回調査の5年前から34万2,000人、25.1%減の102万1,000人となったところであります。比較可能な1985年以降で過去最大の減り幅であります。

減少原因は、資材費の高騰や近年の猛暑で、高齢者を中心に離農が進んだところであり、平均年齢は0.2歳下がって67.6歳となりました。

耕地面積は1経営体当たり3.7ヘクタールで19.4%、0.6ヘクタールの増加、これは全国の数字であります。北海道の平均面積は14.2%増の34.5ヘクタール。都府県は18.2%増の2.6ヘクタールでありまして、いかに北海道が平均面積が多いか分かると思います。

当町では、2007年頃から換地を含む土地改良事業を進めております。このことについては、作業の効率化や担い手の土地集約の面で大変ありがたいことかなと思います。毎年5億ぐらいの工事費なので、町の持ち出しは5,000万ほどで、このことについても感謝を申し上げます。しかし、近年の人件費や燃料の高騰、働き方改革等で年々工事費が上昇している状況であります。

そこで1点目、生産者負担の低減について伺います。

2007年頃は、10アール当たり100万円の工事費。本来、生産者負担は造成事業の場合17.5%であります、道のパワーアップ事業もありまして7.5%になっております。ですので、10アール当たり7万5,000円の拠出であったものが、近年

では10アール当たり200万円を超える状況で、大変厳しくなっております。

このことについて、国や道に要請をしていただきたいと思います。

2点目、毎年補正予算がつかないと工事が終わらない状況が続いており、この件についても国や道に要請していただきたいと思います。生産者の戸数も年々減少しており、予定の工事が遅れると農業者としても大変困るところであります。

この2点について町長の見解を伺います。

●議長

答弁を求めます。町長。

●町長

2点目の土地改良事業について申し上げます。

本町においては持続可能な農業経営の実現に向けて、国、道、町、農業者など、それぞれの役割分担、連携の下に、生産性向上の基礎となる土地改良事業について計画的に実施をしてきたところであります。

1点目の生産者負担の軽減についてということですが、本町では農業者が土地改良事業に積極的に取り組めるよう、道独自による受益者の負担軽減対策（次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業）、いわゆる通称パワーアップ事業でありますけれども、これについて道と連携しながら実施をしてきており、本来の負担率である12.5%を7.5%として、受益者負担が5%軽減されているというところであります。

現在、資材や燃料の高騰をはじめ、働き方改革や人材不足などによる労務単価の上昇などの影響によって事業費が増加していて、直近に完了した事業地区における事業費が事業採択時の計画事業費に対して30%程度上回っているということであります。

受益者や町財政に影響が生じているということから、私からも道に対して、今後における事業実施に影響が及ばさないよう、対策の必要性について要望を行ったところであります。

このことについては、先ほど議員からの説明があったとおり、かつて単位面積当たりの事業費が7万5,000円で済んでいたものが、今、要は倍かかっているよっていうことですが、率として補助率が変わっていないのは確かですが、事業費が増えることによって負担が増えると。じゃあそこは、原則はそれに伴った収益、所得が同じだけの比率で上がっていけば負担感が無いというところだと思えます。

それが、ずっと米価——まあ米のことに言えませんが——農業生産物の生産価格が、所得が非常に低減しているという状況の中での課題だと思っておりますので、今般の米価の上昇だとか、いろんな事象——これは、良いかどうかはちょっと私も今ここで判断しませんけれども——そういう起きていることと鑑みたときに、これからどうふうな方向になるのかというのは極めて注目していかなければならない。そのことが、今回、国の食料・農業・農村基本法の改定の中でどう展開されるのかということだと思っております。

それが、皆さんが望むように、同じような比率の中で推移してくれるんだとすれば、引き続きお願いしますということで済むんですが、そうでなくて、やはり生産者価格というものがある程度、物価だとかいろんなものに追いついていかないんだとすると、これは改めてスーパーパワーみたいな形の一層の支援をお願いしていかなければならないんだと思っています。

その対応の仕方も、今、私どもが考えなければならないことだと思っていますので、これについては、それこそ生産者の皆さん、農協ですとか関係団体共々にしっかりと議論していくのが必要なのかなというふうに思っていますので、改めてお互いに意見交換しながら高めていきたいなというふうに思っています。

このことについて、強い関心を持っているということだけは明言をさせていただきたいと思います。

2点目の予算確保についてであります。先ほど申し上げましたけれど、資材等の高騰によって事業費が高騰している状況の中で、国の当初予算における配分がこれらの状況に対応しておらず、近年は補正予算によって事業費が確保されている状況となっております。

土地改良事業は、農業生産力を支える重要な役割を担っていて、計画的な整備が必要であることから、事業主体である北海道において、農業者の営農活動に支障が出ないよう、予算の確保や事業の執行に取り組んでいただいております。今後につきましても、道、町、農業者が連携して、着実な事業推進に努めてまいりたいと考えているところであります。

土地改良事業による農地整備に向けた予算の確保につきましても、当然のことながら国や道に対して町村会も共々に要請をしていきたいというふうに考えてますが、これも予算を――批判するわけではありませんが、今、農業だけじゃなくていろんなものが補正予算をちょっと当てにした中での組み方になってきています。今、国会でそんなことも含めていろいろ議論されているようでありますので、このことも見極めたいと思っておりますが、ただおかげさまで補正予算を活用しながらであっても、何とか事業費が今現在は確保されてきているのかなと思っていますが、とにかく私どもとしては着実な実行、それを強く求めていくことが必要だと思っていますので、これについても改めて町村会とも皆さん共々やっていきたいと思っております。ご理解いただきたいと思っております。

●議長

大関議員。

●8番

このことにつきましては、まあいろんな農業政策と関連しますのでなかなか難しいかなと思います。

先ほど言われたとおり、ここ2年は農家の所得が上がってますので、さほど影響がないと言ったらあれですけども、良いと考えますけれども、ちらほら今年、国の繰越在

庫が過去最大になるっていわれていまして、もう価格も暴落するんじゃないかという報道も近年出てきました。なので、国がどこでこの繰越在庫の量を下げるとか、備蓄米として政府でどれぐらい買い上げるとか、いろいろな原因とかいろいろなことがあって、暴落しなければいいんですけども、非常にそこは心配であります。

2025年の補正予算案で閣議決定をされましたが、一般会計歳出では18兆3,000億円、うち農林水産関係は9,600億円、農地の大区画を後押しする農業農村整備に574億円ということで、過去最大の補正予算であります、なかなか現場に回ってきている感があまり無いんですよ。

当町の場合ですと、やっぱり工事後のお金を負担するっていうのは、工事が終わった後に作る人が支払う場合が多いので、農家戸数が多いうちに工事を終了していただきたいとずっと思っています。高齢者の方に協力をしていただかないと、なかなか若手だけでは難しいかなと思っています。

また、普及センターの中空知支所でもいろんなアンケートを取っていますが、数年後には当町の耕作面積も20ヘクタールを超えると予想されてます。その裏返しはやっぱり戸数が減ってくるので、面積を増やしていかなければいけないということでもありますし、今後も、計画的には10年先ぐらいまでは手が上がっていますけれども、その先も多分造営事業に手が上がると思うところが多いと思います。

ですが、今、奈井江町の農地の実勢価格は30万円ですが、工事に15万円をかけて採算が合うのかっていうところで本当に農業者は心配してますので、来年米価が暴落しないことを願いますが、ぜひとも国や道にこの生産者負担を低減するように何度も何度も国に要請していただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

再質問は特にありませんけれど、お願いします。

●議長
町長。

●町長

全く同感でありますので、私がどうのこうのということではないんですが、議員が冒頭でおっしゃったとおり、平均耕作面積が少しずつ増えていますよということあります。40年前、50年前の状況を話してもしょうがないのかもしれませんが、奈井江町の平均耕作面積が6ヘクタールであります。私も、かつてその頃に将来20ヘクタールの百姓を目指そうと思って学んだことがありましたけれども、それが今議員がおっしゃったとおり、北海道の平均耕作面積という形で出てきてますし、これは畑作のところも含めてるのかもしれませんが、私が先ほど申し上げたのは水稻の部分だけですが、水稻でも恐らく平均耕作面積20ヘクタールというのは常識になるでしょうし、奈井江町では既にそれを超えている状況であります。

今、日本の農業政策そのものが、食料確保するということが大きく前に打ち出されることによって、どうしても大規模化に走っているわけですけども、農業をやりたい人

が職として農業を選べるということからどんどん離れていくわけでありますので、職としての農業をきちんと自立するとしたら、例えば1ヘクタールでやれる農業、畑作なり収益政策などが何なのかとか、いろいろな議論の中で農業を捉え、返していただくことが必要な時期なのだろうと思っていますし、そのことが実は消費者の人たちが一緒に理解をしないとそういうことにはきつとまらないんだと思っています。

本当に、農業というか職に対する理解ということは裏にある農業、林業、いろんなところについても同じなんですけれども、そのことを関わっている人たちだけじゃなくて、実は生きている人たちみんながそういう意味で関係しているんだってということをどうやって——これはもう何十年も言われ続けていることなんですけれども、そのことを私どもしっかり胸に置きながら、国に対しても要望していかなければならないことなのかなというふうに思っていますので、これも重ねてになります、共々に頑張っていきたいと思っています。よろしくをお願いします。

●議長

大関議員。

●8番

引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。
以上で私の質問を終わります。

●議長

この時計で11時15分まで休憩といたします。

(休憩)

(11時02分)

(3. 1番根岸議員の質問・答弁)

(11時14分)

●議長

それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

それでは会議を再開いたします。

1番、根岸議員。

(1番 登壇)

●1番

1番、根岸です。通告のとおり大綱2点を伺いたしたいと思います。

まず1つ目ですが、地域公共交通網の将来像と持続可能性について、町長にお伺ひいたします。

奈井江町における地域公共交通の現状と課題について、町としてどのような実態を把握して、どのような認識を持っているのか伺いたいと思います。

人口減少、高齢化の進行、免許返納者の増加、JR函館本線の利用低迷、またバスの運転手不足、さらには民間路線の縮小、撤退リスクなど、移動手段をめぐる環境変化は一層厳しさを増していると認識しております。

昨年の9月末をもって中央バス滝川美唄線が廃止されたのに続き、先日、滝川奈井江線が来年の9月末をもって廃止になるという報告を受けました。中空知地域の計画資料でも、利用者減少や運転手不足による路線廃止が実際に起きていること、今後も公共交通をめぐる状況が厳しいことが示されています。

その中で、1つ目なのですが、町営バスルートが今年の10月1日から見直され、町は新ルートの狙いとして、東町ルートの設定、停留所の追加、循環の整理、向ヶ丘線と市街地循環線の重複解消を掲げて2か月が経過した今、町営バスまた乗りあいタクシーの利用状況について伺いたいと思います。

直近の利用状況をどのように把握されているか、利用実績の速報値など変化がありましたら伺いたいと思います。

2つ目に、中央バス路線撤退時の代替案についてですが、中央バス路線撤退に伴って、町はこのリスクをどう見立て、関係機関、近隣自治体とどのような協議、備えを進めているのか、現時点でお考えをお伺いいたします。

3つ目に、将来的な交通ビジョンについてですけれども、町が目指す将来的な交通ビジョンについて伺いたいと思います。

長期ビジョンとして、先日提出いただいた資料によると、誰もが利用しやすい地域公共交通を目指して、子どもから高齢者までが利用しやすい多世代共生型の交通の仕組みを構築となっております。

町民アンケート等を踏まえて、町営バスルートを見直したと伺ってます。その中で、短期施策方針については、1つ目に町民の移動環境のアップデート、2つ目に公共交通利用の文化の醸成、3つ目に交通のサービスレベルの維持に向けた対応、こちら（人材不足等交通事業者の減便対応）となっておりますが、この3つ目に至っては、人材不足による中央バスの滝川奈井江線廃止のニュースが入った今、軌道修正等も求められる中ではありますが、この構想の最終到達を実現までの行程、評価指標等ありましたら、どう示していくのか伺いたいと思います。お願いいたします。

●議長

答弁を求めます。町長。

（町長 登壇）

●町長

根岸議員からの地域公共交通に関するご質問であります。

奈井江町としては、子どもから高齢者まで誰もが便利で使いやすい新たな仕組みを構築するという事で、町民の交通に対する関心を今以上に高め、利用体験を積み重ねていく必要があると考えて、令和4年度より「多世代共生型交通システム」の基本構想策定に取り組んでまいりました。

この策定に当たって外部コンサルタントの協力も得ながら、庁内ワーキンググループや事業所等へのヒアリング、町民アンケート、乗降調査などを行って、様々な声を聞きながら、今ある交通資源の最適化、アップデートに取り組むものとしておりまして、本年10月から、基本構想に基づく新たな町営バス路線による運行を開始したところであります。

1点目の、町営バス、乗りあいタクシーの利用状況についてですが、10月の運行開始から2か月が経過しましたが、旧ルートに慣れていた利用者が多くて、困惑している町民も少なくない——これは事実でありまして——どう乗車していいかわからない、まあルートの活用の仕方という意味だと思いますが、そういう方も少なくなくて、また前のルートのほうが私にとっては良かったという方も当然いらっしゃるわけです。そういういろんな意見もある一方で、そういう扱い方、乗り継ぎに慣れたら今までよりも使いやすいという意見もいただいています。

新ルートで運行開始した10月の乗車人数の実績で見ますと、向ヶ丘線については222名の方が前月から156人減ったということになります。しかしながら、その分、東町とルートで振り替えて乗ってらっしゃる方がいらっしゃいますから、市街地循環線では277名で前月からは103名増えているというふうになってます。この辺は使い方の転換になっているんだろうなと思ってますし、乗りあいタクシーについては29人で前月とほぼ増減がないという状況であります。

今ほど申し上げましたとおり、市街地循環線に東町ルートを新設して、逆に向ヶ丘線が東町を循環しなくなったということから、単純に比較することはできないんですけれども、全体では53名ほどの利用者が減っている結果になります。

慣れるまでの間に時間もかかるのかなと思ってますが、この数か月様子を見ていきたいというふうに考えております。

また、この使い方についても、先ほども少し申し上げましたけれど、慣れると、目的地の近くにたどり着く部分ではってということが結構言っているようですから、そういうことも含めて、利用者の増加に向けてしっかりと周知を一層続けていきたいというふうに思っています。

そして、令和8年10月、中央バスの滝川奈井江線の廃止が予定されるということから、代替交通機関とのアクセスの向上、利用者の意見を踏まえた運行時間の見直しなどについてもしっかりと考えていきたいなというふうに思っています。

いずれにしても、多くの町民の皆さんに利用いただける町営バスということに取り組んでまいりたいと思っています。

2点目の、中央バス路線の撤退時の代替案であります。新聞で報道されたとおり、北海道中央バスから、滝川奈井江線を令和8年9月30日をもって廃止する旨の協議が

ありました。廃止の主な理由としては、乗務員の確保ができないことということでありまして、これまで行ってきた赤字補填を続けても、路線の維持ができない状況になったという説明を受けています。

突然の話であって、町としても困惑している状況ではありますが、この廃止によって本町を運行区間とする中央バス路線がなくなるということになります。町民ができる公共交通機関はJRのみとなります。

滝川奈井江線における町民の利用実態については、関係機関と連携しながら今後調査を実施して把握する予定をしておりますが、中央バスを利用して砂川方面に買物や通院などで利用している町民は一定数いるのは確かであります。代替交通の確保の方策について現段階で明言できる状況にございませんけれども、滝川市、砂川市、そして、空知総合振興局、北海道運輸局などと連携を密にしながら、具体的な協議を進めてまいりたいと考えているところであります。

3点目の将来的な交通ビジョンということではありますが、町営バスなどの地域公共交通は誰もが利用しやすい地域公共交通として、町民の生活の足を確保することが第一前提であって、子どもから高齢者までが利用しやすい多世代共生型の交通の仕組みを構築していくことを目指しています。

一方で、近年廃止となる中央バス路線については、複数市町を運行区間とする路線であり、一つの町だけで廃止となる路線の代替公共交通を確保することは難しい状況になっています。

このことから、中空知管内の自治体や北海道運輸局、空知総合振興局などで組織する中空知地域公共交通活性化協議会の役割がますます重要なものになると考えておりまして、地域住民の生活を支え持続可能な将来の交通体系を構築していくために、一層連携・協力を深めていくとともに、町営バスや乗りあいタクシーなども含めた町民の生活を支える役割を明確にしていきたいと考えています。

国土交通に対する住民の理解というよりも、使い方が恐らく皆さんも私もそうですけれども、自宅から1キロ離れていない学校に子どもたちを毎日送り迎えをしたり、そういう環境になっていく状況の中で、公共交通を利用するという感覚そのものが北海道の人たち、とりわけ地方の人たちは少ないんだと思っています。そういうことも鑑みて、逆に少しでもそういうものを使って、コンパクトシティーということも言われてますけれども、単純にコンパクトシティーは僕はいいと思いませんけれども——なればなるほど、そういう公共交通を使って、別な意味での生活の豊かさをつくっていかないと駄目なんだという認識を——東京都民は自分で車を運転することの時間が極めて少ないはずですから、そういうことも併せて見据えていかなければならない、単純に数字だけで減っていったという議論ではないのかなというふうに思っていますので、そういう意味で、本当に先ほどから申し上げてる、議員も指摘いただいた多世代が便利に生かせる、そんなことを目指していかなければならない。我々自身も考え方をちょっと変えていかなきゃいけない時期なのかなというふうに思っているところであります。

そういう意味も含めて、他市町の状況も踏まえて、デマンド交通あるいはスクールバ

スなどの混乗などなど、新たな取組を含めて広く情報を収集して、関係機関と検討を重ねながら、全ての町民が利用しやすい移動手段の提供、利便性の向上をしっかりと目指していきたいと、そんなふうを考えているところであります。よろしくご理解いただきたいと思えます。

●議長

根岸議員。

●1番

今ほど町長から答弁いただきましたけれども、やはり利用率のアップ、こういった使い方があっていうのも町民の方に示していくといったようなところも必要、やっぱり感じると思うんです。

先日、自分も実際バスに乗ってみたんですけれども、東町にお住まいの方は、やっぱり路線が増えて選択肢が増えたってということで、すごい喜んでいる方も多かったんですよ。その中でやっぱり、向ヶ丘から乗っている方は減ってしまっているってこともちょっと言っていたんですけれども、それが果たして、そもそもの人口が減っているのかどうか分からないところだということもあったんですけれども。

そういったところも踏まえて、いいという意見もあったんですけれども、代わりに、例えばバスの時刻表なんですけれども、見てみると1分刻みで次のバス停に行くような形になっているんですよ。やっぱりお年寄りが乗り降りすると、もう乗り降りだけで1分お1人かかってしまうような一応現状もあるので、そういったところで、運転手さんは次のバス停に急がないといけないってというような焦燥感も与えてしまったりして、結果的にバスのスピードが速くなってしまっているという声もちょっとありました。

始まったのが10月1日だったので、今雪降ってみて、それが路線の時刻表どおり回るのかっていうような状態と、あといただいた声の中では、土日祝日にバスが走ってなくて、スーパーの安売りが土日祝日が多いということで、そういった「安売りに行けない」っていった声があったんですよ。やっぱりそこは町の予算としてなかなか難しいところでもあるのかなと思うんですけれども、一応そういったような声も上がっていました。

あと、ふじで降りて買物した場合なんですけれども、次にふじに来たバスに乗っても自分のいた場所に戻れないってということで、北町、南町、東町は、そのふじの後は北門さんか奈井江駅前かみなクルしかないんですよ。仮にそのバスに乗ってみなクルに行ったとしても、次、その循環線に乗るには50分近く待たないといけないようで、仮に買物終わった後、近くの駅前まで歩いたとしても、やっぱり高齢の方がそこら辺歩けるかということにもなりますので。

また、あとこれは循環線の話ですけれども、滝川の私立病院にタクシー以外の公共交通機関で行こうとすると、中央バスの滝川奈井江線が無くなった場合だと、JRで行くか、浦臼から出る浦臼砂川線で行くしかなくなってくると思うんですけれども、これ調

べたところ、浦臼砂川線の奈井江駅到着時間が7時9分と9時44分なんですよね。北町回りの循環バスの始発が9時40分からなので、そもそも7時9分には乗れず、9時40分の便に乗っても奈井江駅到着が9時57分なので、9時45分の浦臼砂川線には乗れないということだったんですよね。その後だともう12時9分のバスになるということでした。JRだと、辛うじて10時10分には町内の循環バスを使って行けるみたいなんですけれども、やっぱり砂川駅から市立病院まで歩くのが大変だということで、結果的にタクシーを使わざるを得ないっていうような声も伺ってました。

また、そういったように病院の到着が遅れたら、やっぱり診察時間が遅れてしまうので、結局帰り、終わるのが夕方近くになってしまうっていうことで、夕方に駅まで浦臼砂川線で帰ってきたとしても、そこから帰れる循環バスがないっていう声もあったんですよね。こういった声、ちょっと何回か乗った中でも聞こえてきた声なんですけれども、こういった声を例えば町の中で今把握しているものなのかどうか、まあ全ての意見を取り入れるっていうことはできないとは思いますが、こういった意見、どのようなスケジュール感でアップデートされるものなのか。結構ものによっては早いうちにアップデートしないと、なかなか乗っていただける町民の方が離れてしまうっていう可能性もありますので、こちらについてこういった情報が入っているのかと、これを修正するのをどういったような感覚でやっていくのかをお聞かせいただければと思います。

●議長
町長。

●町長

個別具体的な例示をいただきまして、一つ一つにお答えはいたしませんけれども、基本として、今、議員がおっしゃっている状況について、私どもも運転手を通して承知をしております。

今、議員がご指摘のとおり、町内の循環線を使ってJRには何とか間に合うんだけれども、浦臼からのには間に合わない。私どもも基本としては、中央バスの運行とJRのバスにつなぐということを前提としたタイムテーブルを組んでおりますので、このことで逆に中央バスと競合することで、中央バスの利用が減って廃止にならないようにという基本的な考え方で今までやってまいりました。それが、今回、中央バスが撤退をするということになった場合、改めてその考え、組み方は当然変えていかなければならないことだと思っておりますし、そんなことも含めて、再三申し上げますけれども、その都度その都度町民の意見を聞きながら、少しでも利便性が向上するように、先ほど冒頭申し上げました、使いやすく、使うことが私たちの生活に便利だって思っただけなこと、利用がまた促進されるというようなことをやっぱり醸成していかなければならないなと思っておりますから、1つずつできることから進めていきたいと思っております。よろしくご理解いただきたいと思っております。

●議長

根岸議員。

● 1 番

今ほどいただきました中央バスの路線とのアクセスという形での時刻表ということもあったということで、お話を伺いました。

来年の9月にはその中央バスも無くなるということで、新たなそこら辺のアクセスの仕方を考えていかないといけないのかなと思うんですけども、先ほど滝川、砂川、振興局のほうとも話ながらということもあったんですけども、先の砂川市議会の一般質問でもありましたが、やっぱり砂川も少なからず滝川奈井江線が無くなることによって影響を受けるということで、浦臼砂川線の拡張をというような声もあったようです。

先ほどの中で、浦臼という名前は出てこなかったんですけども、結構ここが最優先で話していかないといけないことなのかなと思うんですけども、そういったような近隣市町村との今後の話していくような構想はあるのか。具体的なスケジュール感といったものを考えられているのか。また、どこの自治体が口火を切っていくものなのかみたいなのがあればお聞かせいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

● 議長

町長。

● 町長

あえて申し上げませんでしたけれども、今議員が恐らくご指摘して耳にしているような自治体と、既に将来的なことも含めて何年も前から議論はしています。ただし、今ここで申し上げるべきことではありませんので、お答えはいたしません。

● 議長

根岸議員。

● 1 番

もう多分恐らく検討済みのことだったと思いますし、今までも議論されていたと思いますが、そちらのほうやはりちょっとスケジュール感のほうをもって議論していただければなと思います。

今回の町営バスの循環ルートとかもそうなんですけれども、使われる交通として先ほど町長もおっしゃいましたけれども、やっぱりどう公共交通機関を利用していくかというような形も含めて、この2か月の状況把握と今後の改善スピードもその利用者増につながるのかなと思いますので、そちらも——なかなか一度乗らなくなったらもう一回乗るってところも離れてしまいがちになってしまうと思いますので、そちらは結果的に利便性の高い町に移住してしまうってということにもつながるかもしれません。

そちらは現場の声とデータ両面から検証していただいて、誰もが安心して暮らし続け

られる移動環境に向けて、先ほどの近隣自治体とも協議しながら具体的に進めていただければと思いますので、1つ目の質問をこちらで終わらせていただきます。

大綱2点目。

次の質問なんですけれども、買物環境と生活利便性の確保についてですが、高齢化の進行に伴い、今後さらに買物弱者が増加することが予想されます。

これまで買物弱者対策は、今の質問でもしましたけれども、移動手段の確保が中心となりがちですけれども、それに加えて、町内で買える場所を確保するという視点も大事になってくるのではないかと思います。

幸いなことに奈井江町は、Aコープ、ふじなどのスーパーもありますし、コンビニも3軒あります。調剤薬局も3軒あります。近隣の市町村に比べても買物環境は恵まれているほうだと思いますが、その影で今まであった地元商店は次々に閉店していき、今まで奈井江で購入できたものも隣町まで行かないと購入できなくなってしまったものもあると思います。

買物は生活の基本であり、健康維持や孤立防止にも直結します。また、人口減少下においても、日常の購買機能が一定程度維持されていることは定住や移住、地域の安心感にも影響する重要な生活インフラだと思います。

こうした観点から、町の認識として今後の方向性について、以下3点をお伺いいたします。

1つ目ですが、町内の買物環境の現状と課題について。

食料品や日用品などの生活必需品を対象に、町内に無い業種や、また、町内ではもう購入できないようなものの現状を把握しているものがあるか、課題を整理されているのか、ありましたらお伺いしたいと思います。

2点目ですが、将来の人口構造変化と買物弱者対策について。

高齢化率の上昇や単身の高齢者世帯の増加など、将来の人口構造変化を踏まえ、買物弱者の増加をどのように見込み、町としてどのような対策を進めるか、お考えがありましたらお伺いしたいと思います。

3つ目ですが、生活サービス向上に向けた民間事業者誘致の検討について。

町内に買える場所を確保するという観点に立つと、既存店舗の維持・支援に加え、空き店舗の活用、小規模簡易型の店舗だったり、移動販売や共同配送など、民間事業者と連携した多様な手法を組み合わせることが現実だと考えます。

町として、生活サービスの向上に向けた民間事業者との連携や参入、誘致について、現時点での検討状況がありましたら、また、今後の可能性等ありましたらお答えいただきたいと思います。

以上3つ、お願いいたします。

●議長

町長。

●町長

根岸議員からの2点目の買物環境についてのご質問であります。2番目、3番目の質問については、前後したり、まとまった答えになってしまうかもしれません。ご理解いただきたいと思えます。

現在、過疎地域をはじめとして、都市部においても人口減少や高齢化の進行などによって、高齢者を中心に食料や食料品の購入が困難な方が増加しており、食品アクセス問題として社会的な課題になっているということでもあります。

1点目の町内の買物環境の現状と課題についてどこまで把握しているんだということではありますが、町内における食料品が購入可能な店舗に限って申し上げますと、一般的にスーパーマーケットといわれる小売店が2店、コンビニエンスストアが3店営業しております。各店舗の経営努力によって、近隣の同規模自治体と比較しても一定の店舗数が確保されているというふうに認識をしています。

しかしながら、今後人口減少によって町内のマーケット規模が縮小していく中で、経営を継続していくということについてはより厳しさを増していくことが予想されて、町民が身近に買物ができる環境の維持が課題となっているところであります。

2点目の将来の人口構造変化と買物弱者対策でありますけれども、本年度策定した第7期まちづくり計画における人口推計では、今後10年間で約1,000人が減少して、65歳以上の高齢人口については全人口の50%を超える見込みとなっております。

先ほども申し上げましたけれども、人口減少による店舗数の減少、高齢化などによって食品アクセス問題への取組が重要となっていると、このことについては認識をしているところであります。

そういう中で、3点目の質問と少し回答がかぶってしまうかもしれませんが、インターネットショッピングでありますとか、民間事業者による食料・日用品の戸配事業など、個人が必要とする物を手元に用意する方法は多種多様化してきています。

町内においては、介護保険サービスや障害福祉サービスによる買物への支援も行われているほか、町営バスや乗りあいタクシーを運行しているところでもあります。

また本年4月には、町内の商店を含む中小企業等の振興施策を総合的に推進するため、「中小・小規模企業振興条例」を制定をさせていただき、中小企業等の新規開業を促すとともに、既存事業者の事業継続や承継を支援する制度も創設をいたしました。

今後につきましては、本制度の効果的な運用によって、町民の皆さんが身近で買物ができる環境の維持に努めるとともに、食品アクセス問題は商店や地域交通、介護、福祉など様々な分野が関係する問題であることから、民間企業、地域住民等の多様な関係者と連携を強化しながら取り組んでまいりたいと考えているところであります。

3点目の生活サービス向上に向けた民間事業者誘致の検討ということですが、今ほど申し上げた制度、仕組みを使いながらということも含めて、近隣の自治体には大型スーパーやドラッグストアなどがありますし、事業を継続していくための採算性の確保に向けた対応など、人口の規模を踏まえすと新たな民間事業者の誘致というのは、これは非常にハードルが高いというふうに考えています。現時点で、それを大きな柱に据えて

誘致を進めることについては難しいのかなというふうには思っています。

申し上げましたとおり、先ほどの公共交通もそうなんですけれども、いろんなことの積み重ねが行政サービスの積み重ねであります。その中で、どういう環境を自ら選んでこの町に住むのかということが求められている時代になっているわけですから、いろんなこと全てが全部なかなか放題に応えることはできないかもしれませんが、奈井江町らしさを、そして少しでも町民の皆さんが便利であること、これについては絶対求めていく最大の課題ではあるんですけれども、そのことの優先順位もしっかりと考えながら、皆さんの意見を聞いて努めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

●議長

根岸議員。

●1番

今ほど答弁いただきましたように、自分自身もやはりこの誘致に関しては、人口が減少する中、5年後にはもう4,000人を切るんじゃないかという中で、なかなか企業誘致というのは難しいと思っています。

ただ、やっぱりその中でも、町内にやはり仕事が終わった後、買物するところがないから町外に出て買物をする。またそうなってくると、一回外に買物をして戻ってくるのがまあ億劫だったりってことで、結果的に近隣市町村に住むってようなケースも何件か見受けられることもありました。

また、先ほど町長の答弁の中にもありましたけれども、ドラッグストアというところで、移住してきた方とかのいろいろと声を聞いてくると、「ドラッグストアが欲しい」というのが結構前から言われているところもあります。まあ近隣市町村にもドラッグストアがあるんですけれども、そういった中で、町民がどのような店舗を求めているのか聞き取ってもそれが実施にうかがえるかどうかは難しいとは思いますが、例えばですけれども、今後必要になってくるような店舗だったりとか、仮に誘致した場合の既存事業者への影響、または、今ある既存店舗の今後の事業の継続性などを商工会や地元事業者と連携して何か声を取りまとめたことは過去にあるのか。もしなければ、今後そういったような場を設けるおつもりはあるのか、お聞かせいただきたいんですけれども、お願いします。

●議長

町長。

●町長

先ほどの答弁で申し上げましたけれども、本当に4,700人の住民の皆様が多様なニーズをもってこの町に住んでいただいております。逆に、奈井江町が今進めている子

育て施策でありますとか、教育への取組だとか、いろいろなものを理解をし、この中で、子どもたちと一緒に生活をしたいと言って移住していただいている方もいらっしゃる、議員がおっしゃったとおり、買物環境の不便を感じて近隣の市町に住む方もいらっしゃるのかもしれませんが。

残念ながら、これからは一つの町で全てのものを供給できるという簡潔型のまちづくりは僕は無理だと思っていますから、先ほど申し上げたとおり、それぞれの町の中でどうやって特性を持ってまちづくりを進めていくか、そのことをしっかりとやっていきたいというふうに思っているところであります。

そういう意味で、今ほど議員からご質問を受けたことについても、残念ながら、奈井江町としての取組も行っておりませんし、商工会の皆さんといつも意見を共有をさせてやっていますけれども、そのことのその調査の必要性だとかについても今のところその意見が出てはおりません。

ただ、いつも申し上げているとおり、商工業者の皆さんでもそうですけれども、町民の皆さんにどんなニーズがあるのか、そのニーズに応えられるだけの消費があるのかっていうことが、どんなことをしたって商売であるわけですから、そのことをしっかりと商工会の皆さんと議論しながら進めていきたいと思っております。

●議長

根岸議員。

●1番

自分も一商売人として、やはりこの後奈井江町で事業が成り立つかっていうのを日々苦悩しながら商売させていただいております。そういった中で、今後何か機会がありましたら、やはり商工団体また今やられている事業が今後どのくらい持つのかっていうところも、もしかしたら把握されているかもしれないですけども、一度私も含めて今の事業内容がどうなのかというようなのを、町としても事業者に聞き取る機会を設けてもいいんじゃないかなと思うんですが、その点は今のところ考えていないということでしたけれども。

その初期を企業の振興条例も今ほど制定されましたけれども、そちらも併せて企業がどういったような使い方をしたいか、どういったようなバックアップになるかというような考えとかも聞き出しているのか。それに向けて、制定された後、それがどのように使いたいのか、使われたいのかというような何か話合いの場を設けることも今のところお考えはないでしょうか。

●議長

町長。

●町長

すみません、ちょっと誰とそのお話しをするのかよく見えない質問だったので、恐縮ですけれども。今ほど議員がおっしゃった、今頑張っている事業者の皆さんがこれからどう考えているか、これはアンケート調査とかって具体的なことをやったかどうかは分かりませんが、商工会の役員の方々も情報をお互い共有させていただいているということだけは申し上げておきたいと思います。

本当にこれから何が必要なのかと思って、やれるかどうか、まさに議員が奈井江町で——私ども正直申し上げますが、奈井江町の中で不動産業っていうのはやりきれんのだろうかということがあって、特別にまあ当然のことながら誘致をしたこともございませんが、議員が——個人的な話をして恐縮ですけれども——ここで営みをされていると。そのことは当然のことながら、採算性だとかいろいろなことを検討されたんだと思います。そういうことに相談ができる体制、これだけはしっかりと町として、また商工会と連携しながら進めていく必要があると思っています。

そんなことで、答弁にならないかもしれませんが、基本的な考え方だけ申し上げます。

●議長

根岸議員。

●1番

ありがとうございます。すみません、なかなか伺えてないんですけれども、相談させに行かせていただければと思いますし、やっぱりスーパーがあること、スーパーもない自治体もありますし、今後ともそのスーパーが存続可能かみたいな話にもなってくると思います。

生活サービス機能、先ほどの交通の面も含めましてですけれども、どう確保していくか、今後の町の方針として定めていく必要——まあ、そうですね、いろいろ私も声を聞いていければと思いますので、いろいろと期待した上で、この質問を終わらせていただきます。

●議長

以上で、根岸議員の一般質問を終わります。

まだ日程中ではありますが、この時計で1時まで昼休みといたします。

(休憩)

(11時50分)

(4. 4番遠藤議員の質問・答弁)

(12時59分)

●議長

それでは会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

4番、遠藤議員。

(4番 登壇)

●4番

今日は私のほうから町長に大綱1点質問をいたします。駅周辺の環境整備についてお伺いをいたします。

利用者が快適に駅を利用できるように、駅前広場や周辺の歩道、街路樹などの管理などは、生活環境の保全や環境の維持のために、自治体としての管理は重要であると思います。とりわけ、駅周辺は自治体の管理のほか、JRや道の管理区域があり、複雑になっていることも課のほうから伺いました。

今で私自身も、奈井江駅からJRを利用することはほとんどありませんが、春の交通安全の大会から秋の大会の間、幾度となく文化ホールでの集まりや催物があるときには、必ず駅の駐車場を利用しています。そのたびに、歩道の草は1年中刈られてはいないのではないかと。また、樹木からの根元に生えている草が非常に生い茂っている。草によっては私の腰高まであるものや、そういうものもあって非常に見にくい状態になっている。

それと、年を追うごとに歩道のひび割れがひどくなってきて、一層、草が蔓延ってひどい状態になってきております。今や音楽の町として盛り上げている協力隊の人たち、音楽の愛好家の人たちによって数多くの様々なイベントが企画され、人の流れが変わりつつある中で、町の玄関口となる駅周辺の景観の酷さが非常に気になりました。

そこで質問の1つ目として、歩道や小公園、自転車置場などの付近の除草作業については、これまでどうされてきたのか。

2つ目として、駅駐車場から文化ホールに向かう道路の横断の不便さについて、片仮名のコの字に横断をしなければならない。非常に不便さがあって、町民の方からそういった声が届いております。これについては改善の余地がないのかということをお伺いいたします。

質問の3つ目については、駅周辺の快適な環境づくりが重要だと思います。今後に向けて、町長のお考えをお伺いいたします。

●議長

答弁を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

駅周辺の環境整備ということで、遠藤議員からのご質問であります。駅周辺の環境

整備、今、議員がご指摘のとおり、まさに駅というか、町の顔ということへのご質問だと思います。現在、国道から駅前に至る道路と駅前広場、これは北海道が管理をしております。町道東1条通りのほか、みなクルの駐車場と駅前駐車場、文化ホール側に広がるコンチェルトパークと文化ホール前庭、前庭などは、奈井江町の管理となっております。

1点目の駅前広場等の除草についてであります。駅前広場（ロータリーの内側）については、これは道の管理地域ではありますが、年に5回の草刈りをやっております。また、その内の一部で町民の方々のご協力で花壇を作っております。

駅前広場周辺の町有地、農協の選果施設の南側になりますけれども、これについては年に2回の草刈りを実施しております。雑草の草丈があまり大きくならないようにということではありますが、ご指摘のとおりかなり気になるところがあらうかと思っております。

東1条通りの歩道については、未舗装である部分、インターロッキングとかありますが、未舗装である部分がないということで、インターロッキングも一応舗装の扱いということですが、定期的な草刈りは行っておりませんが、縁石などの目地、またインターロッキングの目地などから、雑草が生え始めているということについても、しっかりと認識をしています。今後の除草等の実施については、関係する機関と協議しながら、従前の対応を継続していくとともに、東1条通りの歩道については、来春以降、雑草繁茂の状況、舗装の破損などの状況を確認して、少しでも美化になるように努めてまいりたいというふうに考えています。

2点目の、駅駐車場から文化ホールに向かう際の道路横断の不便さということですが、東1条通りの東側の歩道を通して文化ホールに向かう際に、道々と交差するところで横断できないということだと思います。駅前広場が整備された当時から現状の横断歩道の配置となっております。これは、現在の歩道部分の平面形状では、構造上、設置基準に沿った横断歩道を設けることができないと、交通安全上の規制の中で、警察とかの協議の中でこういう形になってしまっているということでもあります。

そういうことでもありますので、ここに新たに横断歩道を設けるということは難しいということでもあります。駅前広場には、路線バスやタクシー、送迎の自家用車などが出入りするために、横断歩道がないところを横断するのは非常に危険でありますので、町民の皆さんには、駅前広場の駅側を通っていただくか、あるいは既存の横断歩道を通して、コの字になるんですけども、ということをご心掛けていただきたいというふうに思っています。

駅前だけじゃなくて、他の交差点で注意を持って見ていただけると分かるんですが、信号機などがないところは3か所しか横断歩道を設けられていないところが何か所かあります。そういうことだというふうに、すみません。私もそういうふうに聞かされておりますので、そこを変えていくというのはなかなか難しい。逆に言うと、どこか1つをなくさなければいけないということだと思います。

3点目の、快適な景観づくりのための検討についてであります。現在、駅前広場では町民の方々の協力による花壇が設けられていたり、定期的な草刈りなどを行うなどの維持や管理を行っていただいております。一方で、植樹樹の樹木の剪定や伐採が必要な

時期にもなっていて、舗装ブロックの傷みなども発生してきているということも承知をしているところであります。快適な景観づくり、町の魅力にとってとても重要なことであるというふうに認識しておりますので、駅前広場の維持管理に関して、道をはじめとする機関、またそして私どもができる限りのことについて、改めて努力をしてまいりたいというふうに思っていますので、ご理解をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

●議長

遠藤議員。

●4番

周辺の維持管理には、これまでと同様に継続して、関係団体との連携も強化しながら、美化に努めていくという、そんなお話でした。歩道の件についても、こうやって説明を聞くとなるほどと思う部分もあるんですが、やはり町民の方たちも遠回りをして文化ホールへ行くよりは、さっと直線で歩いて目的地に着くほうがいいし、体にもそのほうが負担がかからないんだという、そんな話もあったものですからちょっとお話しさせてもらいましたけれども、非常にこれは無理だということも分かりましたので、そのように理解をいたします。

実際、これまでの文化ホールでのコンサートには、札幌近郊からJRで来られる方が結構多いように聞いております。途中、岩見沢で乗り換えをするんですけれども、思ったほど不便ではないようでした。何より、このコンサートの開演前に文化ホールの前の小公園を眺めながら、おいしいコーヒーを飲んで、ほっとしているこの時間がまた癒されるんだという、奈井江に来られた方のお話も聞いております。

奈井江に来るのにJRでの利用は大した苦にならないんだと、そういう話をしてくださった方がおりました。それと、地方から来られる方は意外にもJRで来られる方が非常に多いということも、そのときに痛感しました。また、近隣では車の免許を返納した高齢者の方たちが数名、いろんな団体になって、月に幾度かJRに乗って近隣の町においしいものを食べに行こうという、そういう企画をして歩いている方がおられまして、帰りには、JRで来たんだから帰りは時間に合ったようにして食事をして帰ると、そんなような小さなツアーみたいなのをして楽しんでいる高齢者の方もおりました。

JRはさほどそんな不便はないよと、駅から駅、自分で行きたいとき、あまり遠くは行かれないけれど駅周辺で遊ぼうと思ったら結構意外に遊べるもんだと、高齢者の方が全然知らない方でしたけれども、そうやって声をかけてくださった方がおりました。ですから、そんなことを思うと、今や駅の利用者の様子を、私たちが実際にそうそう見ることはできませんけれども、いろんな楽しみ方があって、またいろんな駅の利用の方法、利用がある、駅の利用の仕方があるんだなというふうに痛感しました。

今、車の時代が当たり前になっていますけれども、本町では駅のそばにコンチェルトホールがあること、またみなクルがあることは、これは町の強みだと私は思っています。

非常に喜ばれています。ちょっとお葬式に来ても駅前にホールがあるのでとても便利で
すと、そういった声もよく聞かれます。町の玄関口である駅周辺の整備はいつまでも今
までのような形ではおけないので、しっかりとした整備をしていただきたいというふう
に思いました。

今後のまちづくりには様々な可能性が秘められており、町民の利用者はもとより、町
外から人を招くにはやはり駅周辺の景観は快適なものにしていただきたい。それと利用
者が多いとか少ないとかそういうことに関係なく、町の印象を良好なものにしていただ
きたいと思いました。

ここで町長に質問ですけれども、駅周辺の管理が複雑になっている。JRの管轄であ
ったり、道の管轄であったりと、そんなことで町がきれいに整備をしたとしても、そう
いうJRや道の管轄があって、一気にきれいにすることは不可能なのかもわかりません
が、町からJRや道に声を上げていくことも大事だなというふうに思うんですけれども、
町長はその辺いかがに考えるでしょうか。答弁をお願いしたいと思います。

●議長
町長。

●町長

遠藤議員からは、繰り返しになりますけれども、とにかく文化ホールやみなクルをは
じめとして、町の顔としての駅前周辺の環境整備ということだと思います。私もそのと
おりだと思いますし、議員はなかなか奈井江の駅をご利用がないようなんですけれど、私
は出張のときも含めてかなり頻繁にJRの駅を利用させていただいていますし、文化
ホールも当然のことながら足を運んでいます。

当然、その中で町長として責任も感じながら、より美観に努めなければならないとい
うことは痛感している一人でもあります。そういう中でありますが、過去においては、
それこそ別の団体が駅前の公園の管理をずっと続けていただいていた。また、それも諸
般の事情で途絶えた後、また改めて文化ホールを確認した、いろんなイベント、まちづ
くりを進める中で、ご理解のある団体が増えてきて、増えてきてというか、ご理解のあ
る団体が手を挙げていただいて、文化ホールの前の花壇、そして駅の花壇の一部を
というようなことでやっていただいています。

本当にありがたい、頭の下がる思いだと思っていまして、要は、それぞれ皆さんが自
分たちなりに、どんな形でまちづくりに、協力とかではなくて、自分ごととしてできる
かなということを考えて実践していただいている。本当にこれこそが、私だけではなく
てきっと皆さんも同じだと思うんですけれども、求めている町の形なのかな、人口が少
なくなっていく中で、私ができることは何だろうというようなことを考えて、手をつな
ぎはじめてくれたということだと思って、とてもうれしく思っていますし、そういう方
たちをどうやってまた支えていくのかということが、大きな政策課題なんだろうなとい
うふうに改めて思っているところであります。

町中音楽ということで、文化ホールを核とした事業を今は進めていて、やっとこのことも町民の皆さんにも少しずつご理解をいただいていると私は確信していますし、その結果が先ほど申し上げたようなことにつながっていると思うんですが、これからもそのことを、私どもに今、力を貸していただいている協力隊をはじめとするチームが、今一生懸命計画とといいますか、構想を練り直しているところであります。いかにして文化ホールを核した音楽の町として、まさにほかの町から来ていただく、奈井江を知っていただく、そのツールとなるためにも、しっかりとした環境整備も必要だということだと思しますので、肝に銘じて、いろんなできる限りのことをやっていきたいというふうに思っています。

そして道路維持の責任ということで、JR、それと北海道の責任を求めていけばということでもありますけれども、これも残念ながらなかなか北海道は北海道なりに、JRはJRなりに財政状況のことがあるんでしょう。駅前というだけではなくて、駅の環境整備もJRさんにしたら、決して私はしっかりやっていただいていると思っていませんけれども、当然のことながら求めていくことはしっかりと求めていきたいと思えます。

ただ、これも繰り返しになります。私どもが、どこの誰の土地であろうときれいにすることはきっと誰も拒まないと思っていますので、例えばごみを拾うとか、そういうことを一つ一つ、子どもたちにもこの間、中学校の子どもたちとお話をさせていただいたときもありましたけれど、そういう気持ちを醸成することで何かやれること、そういうことをやることによってJRだとか北海道も応援してくれる。そんな環境をつくっていききたいと思えます。よろしくをお願いします。

●議長

遠藤議員。

●4番

ありがとうございます。ちょうど駅に向かうと、奈井江町の町の看板が大きくドンと見えるはずなんですけれども、秋にはススキだかカヤだったかが生い茂って、あれが半分ぐらい見えなくなっている。そんな状況もありますので、やはりそこら辺は時期になったらしっかりと、その看板が映えるようにできればいいなというふうに見てきましたので、その辺できればJR、道にもやはり声をかけていただいて、さっとでもなんか草を刈ってくればいいなというふうに要望したいと思えます。

駅周辺の管理が今複雑になっているとはいえ、やはりJRや道の区域を放っておかずどうかよろしくお願ひしたいと思えますし、この整備が短年度で終わることなく、やはり毎年これがお仕事としてずっと継続して行われるように配慮いただいて、質問を終わりたいと思えます。よろしくをお願いします。

●議長

以上で、遠藤議員の一般質問を終わります。

これにて町政一般質問を終わります。

(13時18分)

日程第6 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時18分)

●議長

日程第6、議案第5号「奈井江町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

定例会の出席、大変お疲れさまでございます。

それでは、議案書の39ページをお開きください。

議案第5号「奈井江町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」。

奈井江町職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正する。

令和7年12月10日提出、奈井江町長。

本案につきましては、令和7年人事院勧告による国家公務員の官民格差等に基づく給与制度改正に伴い、同様の給料表や支給手当額の改定を行うため、関連する条例の一部を一括して改正するものであります。

詳細につきましては、担当参事に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

総務課参事。

●総務課参事

それでは、議案第5号「奈井江町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきまして、配付されております資料によりご説明いたしますので、定例会資料2ページ、資料2をお開きください。

今回の条例改正につきましては、令和7年人事院勧告による国家公務員の官民格差等に基づく給与制度改正に伴い、関連する条例の一部を一括して改正するものであります。

月例給の改定では、民間給与との格差1万5,014円を解消するため、俸給月額を平均で3.3%引き上げ、特別職の期末手当及び一般職・会計年度任用職員の期末勤勉手当をそれぞれ年間0.05か月分増額し、令和7年度につきましては12月支給手当をそれぞれ2.35か月にするものです。

また、再任用職員の期末勤勉手当についても同様に年間0.05か月分増額し、令和7年度につきましては12月支給手当を1.25か月にするものであります。なお、令和8年度につきましては、6月と12月でこれを均等に配分するものであります。

通勤手当につきましては、民間企業における同種の手当の支給状況を踏まえ、通勤距離10キロ以上の距離区分における手当月額の引き上げを行うものであります。この条例につきましては、公布の日から施行し、第1条及び第3条、第5条の規定は、令和7年4月1日からの適用、第2条及び第4条、第6条の規定は、令和8年4月1日から適用するものであります。

以上、奈井江町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 会議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時22分)

●議長

日程第7、会議案第1号「奈井江町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一

部を改正する条例」を議題といたします。

事務局長より説明をいたします。

事務局長。

●事務局長

会議案第1号「奈井江町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」

上記議案を地方自治法第112条第1項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和7年12月10日提出。

提出者、奈井江町議会議員篠田茂美。

賛成者、奈井江町議会議員笹木利津子、同じく根岸一志。

提案理由といたしましては、奈井江町議会議員の期末手当の支給額引き上げを行うため、本条例の一部を改正したいということです。

詳細につきましては、次ページをお開きをお願いいたします。

奈井江町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、奈井江町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の460」を「100分の465」に改め、同項ただし書き中「12月にあっては100分の230」を「12月にあっては100分の235」に改める。

第2条、奈井江町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書き中「6月にあっては100分の230」を「6月にあっては100分の232.5」に改め、「12月にあっては100分の235」を「12月にあっては100分の232.5」に改める。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和8年4月から施行する。

第2項、改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の奈井江町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬は改正後の条例の規定による報酬の内払いとみなす。

以上でございます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

会議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時26分)

●議長

日程第8、議案第1号「令和7年度奈井江町一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「令和7年度奈井江町一般会計補正予算(第3号)」についてご説明いたします。

第1条において、歳入歳出者それぞれ1億5,627万8,000円を追加し、予算の総額を59億1,813万4,000円にするものであります。

第2条では、地方債限度額の補正として4ページ、「第2表 地方債補正」に記載のとおり、小中学校教職員タブレット端末購入で220万円を追加しております。

令和7年12月10日、奈井江町長。

それでは、補正予算の内容について、歳出よりご説明いたしますので、議案書の9ページをお開きください。

1款1項1目の議会費、町議会議員に要する経費では、期末手当支給月数の引上げに

より、職員手当等9万2,000円を追加計上、中段、2款1項1目の一般管理費、奈井江町交際費では、見込み精査により30万円を追加計上、下段から11ページにわたりますその他一般行政に要する経費では、会計年度任用職員の見込み精査により、報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、負担金を合わせて1,263万3,000円を減額計上、訴訟に関する弁護士費用の見込み精査により、委託料59万3,000円を追加計上、行政情報システムに要する経費では、システム標準化における仕様書の見直しにより、負担金550万円を追加計上、下段から12ページにわたります物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に要する経費では、子育て世帯応援給付金事業で500万5,000円を追加計上、4目の財産管理費、職員・教員住宅の維持管理等に要する経費では、修繕料72万円を追加計上、6目の交通安全対策費、防犯灯に要する経費では、防犯灯などの修繕料118万6,000円を追加計上、10目地域振興基金では、ご寄附による積立金51万5,000円を追加計上、13ページ、3項1目の戸籍住民基本台帳費、戸籍住民登録事務に要する経費では、戸籍システムの標準化に伴う委託料の見込み精査により294万5,000円を減額計上、中段3款1項1目の社会福祉総務費、国民健康保険事業会計繰出金では75万円を追加計上、2目の国民年金費、国民年金事務に要する経費では、税改正に伴うシステム改修の負担金49万8,000円を追加計上、下段から14ページにわたります3目の老人福祉費、老人福祉施設措置に要する経費では、施設運営経費の値上げにより入所措置費8万1,000円を追加計上、後期高齢者医療保険に要する経費では、令和6年度精算分の療養給付費負担金373万1,000円を減額計上、中段6目の老人福祉施設費、介護サービス提供基盤等整備事業に要する経費では、地域密着型養護老人ホームの開設準備及び整備に対する補助金1億2,538万円を追加計上、2項1目の児童福祉総務費、障害児通所支援に要する経費では、利用日数の増により扶助費784万2,000円を追加計上、15ページにわたります子育て支援事業に要する経費では、令和6年度の事業費の精査による返還金7万3,000円を追加計上、2目の児童措置費、児童手当の支給に要する経費では、令和6年度交付金の精査による返還金7,000円を追加計上、養育医療給付事業に要する経費では、令和6年度事業費の精査による返還金6万円を追加計上、下段から16ページにわたります3目の児童福祉施設費、子育て支援センターに要する経費では、令和6年度事業費の精査による返還金3,000円を追加計上、4目の認定こども園費、認定こども園の管理運営に要する経費では、令和6年度事業費の精査による返還金1万3,000円を追加計上、中段から17ページにわたります6款1項3目の農業振興費、農業振興に要する経費では、揚水機場における電気料高騰支援として、道の補助による農業水利施設省エネルギー化推進対策事業支援補助金164万3,000円を追加計上、中山間地域等直接支払制度に要する経費では、改良事業の完了による対象面積の確定により、交付金42万7,000円を追加計上、奈井江町地域農業再生協議会に要する経費では、土地改良区決済金等支援補助金564万4,000円を追加計上、10款3項1目の学校管理費、その他中学校管理事務に要する経費では、体育館の暖房ヒーター借り上げ料57万円を追加計上、下段から19ページにわたります12款1項1目の職員

給与費では、人事院勧告・人事異動による人件費の見込み精査で、合わせて1,868万5,000円を追加計上しております。

次に、歳入についてご説明いたしますので、7ページをお開きください。

15款1項1目の民生費国庫負担金では、障害児給付費の増加に伴う児童福祉サービス費負担金392万円を追加計上、2項1目の総務費国庫補助金では、デジタル基盤改革支援補助金、物価高騰対応重点支援地方交付金、合わせて885万5,000円を追加計上、中段、16款1項1目の民生費道負担金では、障害児給付費の増加に伴う児童福祉サービス費負担金196万円を追加計上、2項2目の民生費道補助金では、介護サービス提供基盤等整備事業費補助金1億2,538万円を追加計上、下段から8ページにわたります4目の農林水産業費道補助金では、中山間地域等直接支払交付金32万円を追加計上、経営所得安定対策直接支払推進事業補助金564万4,000円を追加計上、農業水利施設省エネルギー化推進対策事業補助金164万3,000円を追加計上、18款寄附金では明治安田生命様、佐藤久美子様、匿名希望の方1名からのご寄附により51万5,000円を追加計上、22款1項27目のデジタル活用推進事業債では、小中学校教職員タブレット端末購入の対象地方債として220万円を追加計上しております。

以上におけます歳入歳出の差584万1,000円については、財政調整基金繰入金と同額追加計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、大矢議員。

●6番

11ページの介護サービス提供基盤等整備事業で補助金として1億2,538万円拠出していますが、この内容を詳しくお願いしたいと思っております。また、これは同額、道の補助金ということでもありますけれども、福祉の核となる施設事業ですけれども、奈井江町としての支援はどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

●議長

保健福祉課参事。

●保健福祉課参事

ただいまの議案書14ページ、介護サービス提供基盤等整備事業に要する経費において1億2,538万円を計上しているその内容ということで、これにつきましては特別養護老人ホームのやすらぎの家において、地域密着型特別養護老人ホーム分20床を増

床するということで、その増床の改修の費用ということの費用と、その分につきましては1億560万円分、そして増床分のベッドや車椅子、福祉用具等の備品購入に係る費用ということで1,978万円、合計1億2,538万円ということで、介護サービス提供基盤等整備事業費交付金というものを活用して補助をするという内容になってございます。

●議長

少し休憩します。

(休憩)

●議長

会議を再開いたします。

補足答弁。

町長。

●町長

私のほうから答弁いたしますけれども、今年のと申しますか、令和6年の最後の議会等でも説明をさせていただいていると思いますが、介護福祉計画の中で特別養護老人ホームに地域密着型の病床と申しますか、ベッドを増床して、地域、この広域連合管内のニーズに的確に応えられるように再編しますよと。

それと併せて、老人保健施設において、医師の確保だとかいろんな問題がある中で、今の時代のニーズにあったように、介護小規模多機能型に転換しますよということで整備を進める。その一環ということでありますので、基本的には地域、広域連合の介護福祉の増進ということで、奈井江町としても同意をし、広域連合としてそれを計画変更して皆様にもお知らせしている中に沿ったものであります。

●議長

よろしいですか。6番、大矢議員。

●6番

今の説明は十分知っていますし、今まではやすらぎの方々が移られる、やすらぎじゃないですね、健寿苑の方々が移られて、健寿苑にも改修されるんだということは理解しているんですけども、やはり奈井江町だけではなくて、圏内の福祉の中核という考え方もあるんですけども、奈井江としてこういう事業をしてもらう、奈井江の人が今後安心して生活してもらうための施策という中であって、奈井江町としての支援策は何か考えられていないのかという改めての質問なんです。すみませんけれど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

●議長
町長。

●町長

ありがとうございますと私が言うのも変ですけど、奈井江町として独自に何か支援がないのかということですね。すみません。実はそこまでは考えてございませんで、今現在、まさに今日から老人保健施設に入所していらっしゃる方で、そのニーズに沿った方については、少しずつですけども移動していただきながら、そして新しい体制に向かう行動をしております。

それが一定落ち着いた段階で、今度、老人保健施設のほうを看護多機能型のほうに整備し直して、そしてまたそこで新しい年度から受け付けていくということで、それらに伴う事務を含めていろんな形での相談事、またそれに伴って、実質的にはほとんど変わらないんですけども、町立病院が果たす役割だとか、それについても確認をしながら協力体制をしっかりとっていくということで、今、実務的にもそういうことはしっかりと進めております。金銭的なということでは残念ながらどうか分かりませんが、今私どものところでは今のところ考えてございませんで、よろしく申し上げます。

●議長

よろしいですか。ほかに質疑ございせんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

●議長

日程第9、議案第2号「令和7年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書の22ページをお開きください。

議案第2号「令和7年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

第1条において、歳入歳出それぞれ99万5,000円を追加し、予算の総額を1億7,755万円とするものであります。

令和7年12月10日提出、奈井江町長。

それでは、補正予算の内容について、歳出より説明いたしますので、28ページをお開きください。

1款1項1目の一般管理費では、標準化に伴うシステム改修負担金39万2,000円を追加計上、4款1項1目の一般被保険者保険税還付金では55万8,000円を追加計上、下段から29ページにわたります3目の一般被保険者還付加算金では5,000円を追加計上しております。

続いて、歳入について説明いたしますので、27ページをお開きください。

4款1項1目の一般会計繰入金では75万円を追加計上、2項1目の国保基金繰入金では721万6,000円を減額計上、6款諸収入2項1目の雑入では令和6年度決算確定による空知中部広域連合からの返還金742万1,000円を追加計上しております。

以上、補正予算の概要について説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第2号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決 (13時43分)

●議長

日程第10、議案第3号「令和7年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書の30ページをお開きください。
議案第3号「令和7年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第2号)」についてご説明いたします。

第2条、収益的収入及び支出の補正では、支出、第1款下水道事業費用において47万9,000円を減額し、総額4億35万2,000円としております。

第3条、議会への議決を経なければ流用することのできない経費の補正では、職員給与費65万3,000円を減額し、総額897万9,000円としております。

令和7年12月10日提出、奈井江町長。

それでは、補正予算の内容についてご説明いたしますので、32ページをお開きくだ

さい。

収益的支出、下水道事業費用、営業費用の4目総係費では、人事院勧告、人事異動による人件費の見込み精査で、合わせて47万9,000円を減額計上しております。

以上、補正予算の概要について説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決 (13時45分)

●議長

日程第11、議案第4号「令和7年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書の34ページをお開きください。

議案第4号「令和7年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

第2条、収益的収入及び支出の補正では、支出、第1款病院事業費用において699万9,000円を追加し、総額8億9,077万1,000円としております。

第3条、企業債の補正では、医療施設整備事業で病院事業債160万円、過疎債40万円をそれぞれ増額しております。

第4条、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正では、職員給与費518万円を増額し、総額5億1,053万2,000円としております。

令和7年12月10日提出、奈井江町長。

それでは、補正の内容についてご説明いたしますので、36ページをお開きください。

病院事業費用、医業費用の1目給与費では、人事院勧告、人事異動による人件費の見込み精査で436万7,000円を追加計上、3目経費では費用弁償、設備修繕費、退職手当組合負担金で186万9,000円を追加計上、医業外費用の2目サービス付高齢者向け住宅費では、人事院勧告による人件費等の見込み精査、費用弁償、設備修繕費、退職手当組合負担金、合わせて76万3,000円を追加計上しております。

以上、補正予算の概要について説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は原案のとおり可決されました。

散会

●議長

お諮りいたします。明日12月11日は、議案調査のため休会といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。明日12月11日は、休会とすることに決定をいたしました。以上で、本日予定した議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会といたします。

なお、12月12日は10時より会議を再開いたします。皆さん大変ご苦労さまでした。

(13時48分)

令和7年第4回奈井江町議会定例会

令和7年12月12日（金曜日）

午前10時00分開会

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第 6号 奈井江町火入れに関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第 7号 奈井江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 8号 奈井江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 9号 奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第10号 奈井江町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第 7 議案第11号 工事請負契約の議決事項の変更について
- 第 8 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について
- 第 9 意見案第1号 食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書
- 第10 意見案第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
- 第11 会議案第2号 議員の派遣承認について
- 第12 調査第 1号 議会運営委員会の調査の付託について
- 第13 調査第 2号 まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について
- 第14 調査第 3号 広報常任委員会の所管事務調査の付託について

○出席議員（9人）

1番	根 岸 一 志	2番	星 厚 早
3番	篠 田 茂 美	4番	遠 藤 共 子
5番	石 川 正 人	6番	大 矢 雅 史
7番	笹 木 利 津 子	8番	大 関 光 敏
9番	森 岡 新 二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（15名）

町 長	三 本 英 司
副 町 長	辻 脇 泰 弘
教 育 長	相 澤 公
総 務 課 参 事	杉 野 和 博
町 立 病 院 参 事	松 本 正 志
保 健 福 祉 課 参 事	鈴 木 久 枝
産 業 観 光 課 参 事	石 塚 俊 也
建 設 環 境 課 長	加 藤 一 之
建 設 環 境 課 技 術 長	鈴 木 宏 明
町 民 生 活 課 長 兼 会 計 管 理 者	田 中 恵
企 画 財 政 課 長	井 上 健 二
教 育 委 員 会 事 務 局 長	遠 藤 友 幸
保 健 福 祉 課 課 長 補 佐	辻 脇 真 理 子
代 表 監 査 委 員	山 口 俊 哉
農 業 委 員 会 会 長	笹 木 憲 一

○欠席した者の氏名 なし

○職務のため出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長	戸 田 孝
議 会 庶 務 係 主 査	釣 本 真 由 美

開会

●議長

皆さんおはようございます。定例会の最終日、出席大変ご苦労さまです。
ただいま出席議員 9 名で定足数に達しておりますので、これより会議を再開いたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 1 2 2 条の規定により、6 番、大矢議員、7 番、笹木議員を指名いたします。

日程第 2 議案第 6 号の上程・説明・質疑・討論・採決 (1 0 時 0 0 分)

●議長

日程第 2、議案第 6 号「奈井江町火入れに関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。定例会出席、大変お疲れさまでございます。

それでは、議案書の 6 1 ページをお開きください。

議案第 6 号「奈井江町火入れに関する条例の一部を改正する条例」

奈井江町火入れに関する条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 1 2 月 1 0 日提出、奈井江町長。

本案につきましては、火入れの中止要件について、気象庁が発表する気象注意報を現行の名称である乾燥注意報に変更するとともに、砂川地区、広域消防組合が発令する林野火災に関する注意報を加えるため、改正するものであります。

以上、「奈井江町火入れに関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げ

げました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時02分)

●議長

日程第3、議案第7号「奈井江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書の62ページを開きください。

議案第7号、「奈井江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例」

「奈井江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和7年12月10日提出、奈井江町長。

本案につきましては、児童福祉法の一部を改正する法律の施行及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行により改正するものであり、虐待等の参照条文の変更、放課後児童支援員として地域限定保育士に係る規定の追加を行うものとして、交付の日から適用するものであります。

以上、奈井江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第8号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時04分)

●議長

日程第4、議案第8号「奈井江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書の63ページを開きください。

議案第8号「奈井江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

奈井江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和7年12月10日提出、奈井江町長。

本案につきましては、児童福祉法の一部改正及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行によるものであり、虐待等の参照条文の変更、健康診断の取扱い、地域限定保育士に係る規定の追加を行うものとして、交付の日から適用するものであります。

以上、「奈井江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第9号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時06分)

●議長

日程第5、議案第9号「奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書の64ページをお開きください。

議案第9号「奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和7年12月10日提出、奈井江町長。

本案につきましては、児童福祉法の一部改正に伴う内閣府令の改正により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正するものであり、虐待等の禁止に関する条文について、幼保連携型認定こども園や、幼稚園等の教育・保育施設に所属する職員においても、虐待の禁止が適用されるよう条文の変更を行うものとして、交付の日から適用するものであります。

以上、「奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第9号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第10号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時08分)

●議長

日程第6、議案第10号「奈井江町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書の65ページをお開きください。
議案第10号「奈井江町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」
令和7年12月10日提出、奈井江町長。
本案につきましては、児童福祉法において、乳児等通園支援事業が創設されたことに伴い、同法の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関し必要な事項を定めるものとして、本条例を新設するものであり、附則において令和8年4月1日から適用するものであります。

詳細については、担当参事に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い

いたします。

●議長

保健福祉課参事。

●保健福祉課参事

それでは、議案第10号「奈井江町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」についてご説明させていただきます。

議案書65ページをご覧ください。

本条は、生後6カ月から満3歳未満で保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず柔軟に利用できる新たな通園給付であり、「こども誰でも通園制度」として創設された制度となっており、その事業の設備及び運営について基準を定めるものであります。

第2条では、最低基準の目的として、明るくて衛生的な環境において素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員が、乳児等通園支援として遊び及び生活の場の提供並びに保護者への援助を提供することにより、利用乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保証するものとしております。

第3条では、乳児等通園支援事業者の最低基準の向上等について、町は最低基準を常に向上させるよう努めること。

第4条では、乳児等通園支援事業者が常に設備及び運営を向上させなければならないことを定めております。

第5条では、乳児等通園支援事業者の一般原則として、利用乳幼児の人権や人格を尊重することや、事業の目的を達成するために必要な設備を設けること、危害防止に十分な考慮を設けること等を定めております。

66ページをお開きください。

第6条から第8条では、乳児等通園支援事業者として、非常災害対策や安全確保、自動車を運行する場合の対応について。

67ページ、第9条から13条では、乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件や職員の知識及び技能向上、差別や虐待の防止等職員倫理や資質向上に係ることを、第14条、68ページ、第15条では、衛生管理や食事提供を行う際の設備について定めております。

第16条から第19条では、乳児等通園支援事業者が事業の運営に対して規定すべき重要事項や帳簿等、機密保持や苦情対応について定めております。

69ページをお開きください。

第20条から第26条では、73ページまでにわたって乳児等通園支援事業者の区分及び設備運営等を定めており、保育所等の定員とは別に定員枠を設け、在園児と合同または専用室を設けて受入れを行う一般型と、保育所等の空き定員の枠を活用して受入れを行う余裕活用型について区分ごとの設備運営及び職員等の基準を定めております。

73ページをお開きください。

第27条では、記録等の作成について書面に書いて電磁的記録によることができることを定めております。

最後に附則といたしまして、本条令は、令和8年4月1日から施行するものであります。

また、利用料や詳細の運用等につきましては、国から今後示される公定価格等を参考に整理を行い、規則・要綱等により示してまいりたいと考えております。

以上、条例の内容についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

(休憩)

日程第7 議案第11号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時16分)

●議長

会議を再開いたします。

諸事情により、遠藤議員が現在、退席中でありますけれども、出席議員8名でありますので、議案を進めていきたいと思っております。

日程第7、議案第11号「工事請負契約の議決事項の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の74ページをお開きください。

議案第11号「工事請負契約の議決事項の変更について」

奈井江町新庁舎外構工事その2の一部を変更するため、地方自治法及び奈井江町財産及び契約に関する条例の規定に基づき、町議会の議決を求める。

令和7年12月10日提出、奈井江町長。

記をご覧ください。

敷地造成工において、舗装計画高変更による掘削工及び残土処理工の数量変更、舗装面積の変更など、設計図書と現場の不一致による変更のほか、概数の確定により契約金額の変更を行うもので、変更前の額1億1,836万円から618万2,000円増額の1億2,454万2,000円に変更するものであります。

以上、工事請負契約の議決事項の変更についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、大矢議員。

●6番

6番。今ほど618万2,000円増加、5.2%の増加という話でございましたけれども、この内容についてももう少し詳しく説明をお願いいたします。

●議長

答弁を求めます。

建設環境課技術長。

●建設環境課技術長

ただいまの質問についてお答えいたします。

主な設計変更の内容といたしましては、掘削工、残土処理工を含めた基盤整備工

321万円ほど、舗装の歩掛変更等を含めた施設の整備工において204万円。敷地外施設工になっております北3丁目中通の道路の改良工事でございますが、そちらが92万円ほど、なお、この中、内数として概数の確定に伴う解体費から処理費までの費用について61万円ほどの増額計上を行っております。

以上です。

●議長

6番大矢議員。

●6番

今ほど、設計変更の内容について詳しくありましたけれども、舗装高の変更があったということは、その理由についてお伺いします。

●議長

建設環境課技術長。

●建設環境課技術長

設計変更の理由といたしましては、舗装の基面高の変更が主な理由となっております。当初の設計においては、経済性を考慮した舗装の基面高が設定されておりました。ただ、現地の確認及びその施工基面高の確認を行った際に、駐車場の一部に急勾配箇所が発見されたり、勾配の変化点を多数設けることによる、舗装の施工性が難しいといったところが見受けられたことにより、舗装の変化点、勾配の変化点を最小限に抑える、一定勾配にするといった変更が必要と判断をさせていただきました。それに伴い土工の掘削量が多くなったことによる設計変更の増額となっております。

以上です。

●議長

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

(なし)

●議長

以上、質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第11号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

(休憩)

日程第8 諮問第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時22分)

●議長

会議を再開いたします。

出席議員数は9名となりました。議事を続けてまいります。

日程第8、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。議案書の75ページをお開きください。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」

奈井江町人権擁護委員、菅野郁子氏が、令和8年3月31日付をもって任期満了となるので、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定により、町議会の意見を諮うものであります。

令和7年12月10日提出、奈井江町長。

なお、菅野氏の履歴につきましては、次ページに掲載しております。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
諮問第1号を採決します。
本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本件はこれに同意することに決定をいたしました。

日程第9 意見案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時23分)

●議長

日程第9、意見案第1号「食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書」を議題といたします。

事務局長に一部を省略し、朗読させます。
事務局長。

●事務局長

意見案第1号「食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書」
上記事件について、国の関係者に対し、別紙のとおり意見書を提出して強く要望いた
したい。

令和7年12月12日提出、提案者、奈井江町議会議員、大矢雅史。賛成者、奈井江
町議会議員、遠藤共子。同じく、星厚早。

提出先につきましては、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣でござい
ます。

次のページをお開きをお願いいたします。

食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書。全文を省略いたし
ます。

記といたしまして、1、食料安全保障の確立の観点から国内自給を基本とした農業生

産の増大を図り、食料の安定的な供給に向けた生産体制の確立及び農地基盤の強化など経営安定に資する農業政策の確立を求めるとともに、既存農業予算の拡充・強化を図ること。また、食料・農業・農業政策の施策実現に必要なかつ、十分な予算措置を別途措置すること。

2、米国との相互関税では、経済停滞や農業分野への影響を回避する対策を早急に講ずるとともに、CPTPPなどの国際貿易協定は段階的な関税率の削減や輸入枠の拡大などで農産物に影響を及ぼしているため、今後の加盟国拡大、次のページをお開きをお願いします。による農業への影響なども勘案し、国内農業政策強化に向けてTPP等関連対策予算は継続的に措置すること。

3、異常気象で病害虫の多発や農産物の収量、品質低下などの被害を招いていることから、地球温暖化に対応し得る種子や農業資材の開発など早急に進めること。また、クマやシカ、アライグマ等の鳥獣被害が増加しているため、鳥獣被害防止総合対策交付金の十分な予算の確保のほか、捕獲体制の強化やハンターの確保、育成、農地への侵入防止対策、緩衝地帯の設置など地域の実情に対応した対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月12日。北海道空知郡奈井江町議会議長。

以上でございます。

●議長

提案者の補足説明があれば発言を許します。

6番、大矢議員。

●6番

食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書につきまして、補足説明を申し上げます。

政府は、昨年6月の食料・農業・農村基本法の改正に基づき、今年4月に新たな基本計画を策定し、平時からの食料安全保障を確保する観点など、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるとしています。また、高市首相は所信表明においても農林水産業の振興が重要であるとして、5年間の農業構造転換集中対策期間において、別枠予算を確保するとしています。

しかし、依然として、世界情勢の不安定化や円安などによる物価高で、燃料、肥料、飼料など生産資材価格が高止まりから、農業経営は非常に厳しい環境が続いています。また、近年の高温、干ばつ、集中豪雨等で、農地・農作物への被害拡大に加え、相次ぐクマの出没で営農や日常生活にも影響を及ぼしています。

一方、今年度の補正予算に向けては、TPP等関連対策が追加されましたが、年々減少傾向にあり、大型貿易協定の発行による国内農業の影響に加え、日米関税処置におけるMA米の枠内で、米国産米輸入の75%拡大やダイズ、トウモロコシの追加購入などへ、国内需要への影響が危惧されています。このため、改正基本法の理念に基づき、国

内農業生産の増大を図り、将来にわたって国民の食料を安定供給できる農業基盤の強化や経営安定に資する所得政策の確立などの具体的政策と、予算の拡充、異常気象による農業被害対策も急務となっています。よって、持続可能な食料農村政策の確立に向けて提案するものではございます。全議員の賛同のほどよろしくお願いいたします。

●議長

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第1号を採決します。

本案は提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は提案のとおり可決されました。

日程第10 意見案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時30分)

●議長

日程第10、意見案第2号「国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書」を議題といたします。

事務局長に一部を省略し、朗読させます。

事務局長。

●事務局長

意見案第2号「国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書」

上記事件について、国の関係者に対し、別紙のとおり意見書を提出して強く要望いたしたい。

令和7年12月12日提出、提案者、奈井江町議会議員、石川正人。賛成者、奈井江町議会議員、笹木利津子。同じく、篠田茂美。

提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣でございます。

次のページをお開き願います。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。

全文を省略いたします。

記といたしまして、1、山積する道路整備の課題に対応しながら、計画的かつ長期安定的な道路整備や維持管理が進められるよう、必要な予算を確保すること。

2、第一次国土強靱化実施中期計画に基づく橋梁・トンネル・舗装等の老朽化対策や無電柱化など着実に進めるために、今後の資材価格、人件費高騰等の影響を適切に反映した必要な予算、財源を確保すること。

3、人流・物流の活性化による生産性向上に向けた高規格道路のミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワーク整備を促進すること。

次のページをお開きください。

4、令和7年度より、補修の対象範囲が拡充された緊急自然災害防止対策事業債の延長を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。

5、冬季における安全な道路交通の確保、通学路など交通安全対策の推進など、地域の暮らしを支える道路整備や除排雪を含む維持管理の充実が図られるよう必要な予算を確保すること。

6、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び各開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月12日。北海道空地群奈井江町議会議長。

以上でございます。

(なし)

●議長

提案者の補足説明があれば発言を許します。

5番、石川議員。

●5番

5番。国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の補足説明をいたします。

数多くのポテンシャルを有し、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など、多くの課題を抱えております。こうした課題を解消し、人流・物流の効率化による生産性向上及び国際協力の強化や激甚化・頻発化する大規模災害に備えた強靱な地域づくりを進めるためにも、本道の骨格を形成する高規格道路から身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進するとともに、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など、冬季間の住民の安全・安心を確保することが必要であります。そのためには、地方財政が依然として厳しく、また、資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、必要な道路整備や除排雪を含む維持管理を長期安定的に進めるための予算を確保することが重要であります。よって、国においては、激甚化・頻発化する自然災害への対応のほか、令和6年能登半島地震の教訓なども踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策、除排雪の充実確保など、国土強靱化の取組をより一層推進することを強く要望いたします。

以上、補足説明といたします。全議員の賛成をよろしくお願いいたします。

●議長

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第2号を採決します。

本案は提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は提案のとおり可決されました。

日程第 1 1 会議案第 2 号の上程・説明・付託

(10時36分)

●議長

日程第 1 1、会議案第 2 号「議員の派遣承認」についてを議題といたします。
事務局長に朗読させます。
事務局長。

●事務局長

会議案第 2 号「議員の派遣承認について」

下記日程のとおり議員を派遣したいので承認を求める。

令和 7 年 1 2 月 1 2 日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、1、議員の視察研修について。派遣先、奈井江町内企業。期日、1 月中の 1 日間でございます。派遣議員、全議員でございます。経費はなしでございます。

以上でございます。

●議長

本案は提案のとおり承認することといたしたいと思えます。なお、日程等につきましては、あらかじめ議長に一任を願いたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は提案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第 1 2 調査第 1 号の上程・説明・付託

(10時37分)

●議長

日程第 1 2、調査第 1 号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」

議会運営委員長より、地方自治法第109条第3項による当該委員の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申出があったので、これを付議する。

令和7年12月12日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、調査事項、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項。調査期間、次期定例会まで。

以上でございます。

●議長

本案は提案のとおり承認することといたしたいと思います。なお、日程等の変更につきましては、あらかじめ議長に一任を願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は提案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第13 調査第2号の上程・説明・付託

(10時38分)

●議長

日程第13、調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」

まちづくり常任委員長より、地方自治法第109条第8項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申出があったので、これを付議する。

令和7年12月12日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、委員会名、まちづくり常任委員会。調査番号、調査事項でございますが、調査第1号、定住対策について。調査第2号、冬期間の道路管理について（現地調査を含みます）。調査日程、2日間以内でございます。

以上でございます。

●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第14 調査第3号の上程・説明・付託

(10時40分)

●議長

日程第14、調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」

広報常任委員長より、地方自治法第109条第8項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申出があったので、これを付議する。

令和7年12月12日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究に関する事項。調査期間、次期定例会まで。

以上でございます。

●議長

本案は、広報常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、広報常任委員会に付託することに決定をいたしました。

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。
これにて、令和7年奈井江町議会第4回を閉会といたします。
皆さん、大変ご苦労さまでした。

(10時41分)